法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

コミュニティによる地域文化財の保護と活用 の考察: 山梨県内における藤村式建築保 存・活用の動向を中心に

森屋, 雅幸

(出版者 / Publisher)
法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)
大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies
(巻 / Volume)
73

(開始ページ / Start Page)
199

(終了ページ / End Page)
224

(発行年 / Year)
2014-10

(URL)
https://doi.org/10.15002/00010201

コミュニティによる地域文化財の保護と活用の考察 ―山梨県内における藤村式建築保存・活用の動向を中心に―

人間社会研究科 人間福祉専攻 博士後期課程2年 森 屋 雅 幸

はじめに

我が国の文化財保護は明治 4年(1871)の太政官布告における「古器旧物保存方」で、はじめて法制が敷かれ、その後「国宝保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」、「史蹟名勝天然紀念物保存法」の三法が成立した。三法によって保護対象となったのは建造物や美術品あるいは史蹟や名勝、天然記念物など、現在でいう有形文化財に該当するものである。これら三法の保存対象は、優品的価値の有無を学識経験者もしくは調査官の調査によって明らかにしたうえで指定が行われ、保存の志向は優品主義的、厳選主義的なものであることが窺える。昭和 25 年(1950)に成立した文化財保護法は、これら三法を統合し、なおかつ、それまで保護対象外であった無形文化財、埋蔵文化財を保護対象に加えた法律である」。つまり、文化財保護法もこうした優品主義的な観点を踏襲した法に位置づけられると考えられる。例えば、文化財保護法第 2 条内の文化財の定義について「芸術上価値の高い」、「学術上価値の高い」という条件が付されていることにその一端が窺える。また、指定文化財も市町村で指定されたものが、都道府県指定になった場合は、市町村指定は解除され、国指定になった場合、都道府県指定は解除されるという具合に、文化財が序列化されていることは明らかである。。

文化庁の文化審議会文化財分科会企画調査会において「文化財と市民の間には差があり、なかなか市民レベルまで下がっていかず一緒にならない。(中略) 文化財はその地域の人たちの暮らしと密接に関わっているので、単に観光資源として見るようなことは絶対してはいけないし、どうやって守っていくかを必ず考えなければいけない。ただ、今の生活者にとって、文化財は国が決めたもので大事にされているが、地域の暮らしとどれだけ関わっているかという意味で、課題はあると思う。」という指摘がなされており3、こうした優品主義的観点に基づく文化財保護のあり方は、年月を過ぎるにつれ、社会の実状との乖離を生み出しているのが現状といえる。

朽木量は近代に成立した国宝を頂点としたヒエラルキー型の国レベルの文化財保護の枠組みは、近代を経たポストモダンの状況下において様々な領域で主体と客体という二項対立の図式が不明瞭になっている中、文化財保護のあり方は未だに国一地方(地域)といった国を中心とした軸によって語られており、国のもつ国一地方(地域)という行政秩序と、個々の場所性によって支えられる地域との乖離が明確になってくると主張する 4 。また、現在の文化財保護における文化財の扱いは、その学術的価値にあって、地域の中における価値やニーズではないことにも触れている 5 。このように、その乖離はとくに地域における文化財保護のあり方に顕著にみられるといえる。

¹ 椎名慎太郎, 『精説 文化財保護法』, 新日本法規出版, 1977, pp32-9

² 指定文化財の解除については、一志茂樹、「現行文化財保護法と地方公共団体の立場」、『文化財信濃』、第5巻、第4号、(社) 長野県文化財保護協会、1979、p7 において問題点が指摘されている。

³ 文化庁,「文化審議会文化財分科会企画調査会(第 6 回)議事概要」平成 19 年(2007)5 月 15 日開催, http://www.bunka.go. jp/bunkashingikai/kikaku/h18/07/siryou_2. html, 2014. 4. 21 20:51 閲覧

⁴ 朽木量、「メモリー・スケープによる地域文化の再構築」『文化資産の活用と地域文化政策の未来講演論文集』、ヘリテージ・スタデーズ研究会、2009、p27

⁵ 朽木 (2009) 前掲, p26

こうした指摘から、現在、地域の視点に立脚した文化財保護のあり方が求められているといえる。馬場憲一はこうした文化財保護のあり方を優品主義に対するものとし、地域主義の文化財保護ととらえる。また、馬場は地域の文化財保護について、文化財が地域社会に生きる人々の心のより所を与え、文化財を媒体として解体しつつある地域共同体(=コミュニティ⁷)の生成とそのコミュニティが地域で発生する諸問題の解決や地域づくりの上で大きな役割を果たし、コミュニティを形成する人々のアイデンティティの根幹をなすことを期待した上で、文化財の保存と活用の意義はこの点にあると主張する。この主張は、地域主義の文化財保護に期待することと、ある程度の地域主義の文化財保護の実態から導かれる主張であると捉えられる。

以上から、優品主義の文化財保護の限界と地域主義の文化財保護の必要性が垣間見られる。確かに財政が逼迫する中、文化財保護は行政のみの力で継続していくのは困難であることが想像され、地域が文化財保護に果たす役割は大きいといえ、同時に馬場の主張から、単に文化財保護を超えて、保護と通じた地域住民の活動が地域を向上させる影響を与える可能性も含んでいるとも考えられる。そこで、本論では地域主義に基づく文化財保護の実態を探り、この保護の有り方が文化財や地域そのものにどのような影響を及ぼしているか検証していく。

1. 地域主義の文化財保護

地域主義の文化財保護は優品主義の文化財保護に対するものということはみえてきたが、その内容はどのようなものか。馬場は地域主義の文化財保護について「その文化財が地域にとって、どういう意味を持っているのか」という観点からの保護であり、地域の中での優品的な優劣が、その文化財の価値を決定づけるものでないとする。言い換えれば、地域による地域のための文化財保護といえる。地域主義は玉野井芳郎らが提唱した用語や概念であるが「0、平川新は地域主義について、用語の普及によって多義的に用いられているが、根底には共通して地域の「成立」を求める、地域からの能動的な動きを重視する視点があるとする「1。つまり、馬場の定義に加えるならば、地域主義の文化財保護とは地域の「成立」へ向けた地域住民の能動的な文化財保護への取り組みといえる。

玉野井は地域主義を「上から」提唱し組織する「官製地域主義」と、「内発的地域主義」を区別し、後者を「地域に生きる生活者たちがその自然・歴史・風土を背景に、その地域社会または地域の共同体にたいして一体感をもち、経済的自立性をふまえて、みずからの政治的・行政的自立性と文化的独自性を追求することをいう」と定義する ¹²。

馬場のいう地域主義の文化財保護はこの「内発的地域主義」に重なり合うものである。地域からの能動的な文化財保護の動きの延長上には、住民の内発性に依拠した地域づくりの担い手とそこから生成される地域が存在する可能性がみえる。

優品主義の文化財保護は先に述べたように、文化財と地域の乖離を生み出すという課題を内包しているといえる。こうした課題の他にも、先述の文化審議会文化財分科会企画調査会で指摘されるよう文化財が観光資源として扱われることもあり、金融資本の論理が関与することは問題と考えられる。観光資源化された文化財について世界遺産を例にとってみれば、国内でも観光サービス産業の遊動範囲の拡大が生態系や景観、ひいては地域住民の伝統文化や生活様式に重大な影響が出ていることが報告されている¹³。自治体が世界遺産登録ある

⁶ 馬場憲一、『地域文化政策の新視点―文化遺産保護から伝統文化の継承へ―』、雄山閣、1998、p71

⁷ 本論で用いるコミュニティは「人間が、それに対して何らかの帰属意識をもち、かつその構成メンバーの間の一定の連帯ないし相互扶助(支え合い)の意識が働いているような集団」という広井良典の定義を用いることにする。広井良典, 『コミュニティを問いなおす―つながり・都市・日本社会の未来』, 筑摩書房, 2009, p11

⁸ 馬場(1998)前掲, p58

⁹ 馬場 (1998) 前掲, p71

¹⁰ 地域主義は 1970 年代に地域経済学の分野で提唱され、1976 年に玉野井芳郎・増田四郎・古島敏雄・河野健二らによって「地域主義研究集団会」が設立されると、経済学に留まらず歴史学、法学、地理学などの分野にも普及し始めた。その経緯や趣旨は玉野井他編『地域主義』,学陽書房, 1978 や増田四郎, 『地域の思想』, 筑摩書房, 1980 に詳しい。

¹¹ 平川新,「地域主義と国家」『歴史学研究』, No. 610, 青木書店, 1990, pp2-3

¹² 玉野井芳郎, 『地域主義の思想』, 農山漁村文化協会, 1979, p19

¹³ 新井直樹, 『地域政策研究』, 第 11 巻, 第 2 号, 高崎経済大学, 2008, p53

いは文化財指定を進めている背景には、少なからず文化財の優品性によって地域をブランド化し、観光によって外貨を得るという戦略的発想が読み取れる。

優品主義を金融資本の論理が背景にあるものととらえ、これを地域主義の文化財保護と対比させると、これらは「所有欲求」と「存在欲求」という人間のふたつの欲求に置き換え可能と考える。「所有欲求」とは人間の外側に存在する事物の所有の欲求であり、「存在欲求」とは人間の他者や自然との調和の欲求であり、互いは相反する欲求と捉えられる¹⁴。

高度経済成長を期に国民の意識は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」の志向へ傾倒したが¹⁵、2つの志向の対比は「所有欲求」と「存在欲求」の対比にそのまま当てはめられるといえる。つまり、地域主義の文化財保護は先にも文化財が心のより所になり得るという主張をみたように、「心の豊かさ」の充溢を志向する保護のあり方といえる。

このようにみても地域主義の文化財保護は現代の優品主義の文化財保護を補完するだけでなく、人の心を豊かにする地域づくりにつながる可能性も秘めているといえる。以下では地域主義の文化財保護の実態を探っていく。

2. 「記憶の場」としての文化財

地域主義の文化財保護の精神によって保存されている文化財は、上意下達による保存でなく、地域の能動性による保存ということから推測すると、保存の過程と保存された後に地域住民の関わりが密接であるといえる。ここでは、こうした地域住民の関与の強い文化財をひとまず地域文化財と呼称しておくことにする。

後藤治によれば文化財建造物等の場合、一般のハコモノ的な施設等に比較すると、地域住民が運営等に関わる事例が圧倒的に多い傾向があり、これを長い年月を耐えたものへの愛着や地域住民による保存運動の結果として保存活用が図られたという、文化財特有の性質とみている ¹⁶。文化財建造物が地域文化財として保存されている可能性が、この主張から読み取れる。ただこの前段階として、つまり長い年月を耐えたものに対しなぜ愛着の感情がなぜ湧いてきたか、なぜ保存に関わることになったのか、その根底に地域文化財を成立させる鍵があるように思える。

山岡義典は東日本大震災の被災地で、流された神社に祀りの場が至る所につくられ、それらが長い将来、数十年、数百年ののちに記憶の場所になってくるのではないか、逆に我々の文化遺産はそうした歴史の中で生まれてきたものが多いのではないかと述べる「で、東日本大震災後、被災地では震災の記憶を残す「震災遺構」の保存が議論され「で、山岡の主張に重なる現状にある。また、今尚之が日本各地で「まちの記憶」となる古い建造物を文化財として地域で守り、次の世代へ残す活動がみられるようになってきたと主張することからも、「記憶」とそれが残る場所が地域文化財と何らかの接点をもつことがみえてくる²⁰。

「記憶の場」の概念を提唱したピエール・ノラは「根底から変容し革新されつつある共同体が、技巧と意志を持って生みだし、作り上げ、宣言し、また維持するものである。(中略) 博物館、文書館、墓地、コレクション、祭典、記念日、条約、議事録、モニュメント、神殿、アソシアシオン、これらはみな過ぎ去りし時代の、永遠という幻影のしるべである。」とこれを述べる²¹。広範な概念であるが、記憶を動機に保存される建造物

¹⁴ 神野直彦、『地域再生の経済学』、中央公論新社、2002、p36

¹⁵ 共生社会形成促進のための政策研究会,『「共に生きる新たな結び合い」の提唱』, 内閣府, 2005, p16

¹⁶ 後藤治,「住民団体の活動からみた文化財建造物の力」『文化庁月報』, No. 408, 2002, pp12-3

¹⁷ 山岡義典,「新しい公共の創造と NPO の役割」法政大学多摩シンポジウム実行委員会編『文化遺産の保存活用と NPO』, 岩田書院, 2012, p14

^{18 「}震災遺構」とは、第1回石巻市震災伝承検討委員会において「東日本大震災の津波被害を受けた建物など、被災の記憶や教訓を後世に伝える構造物等」と定義される。石巻市、「『震災遺構』の考え方について」、http://www.city.ishinomaki.lg. jp/cont/10181000/0080/20140122_siryou06. pdf, 2014. 4. 11 20:23 閲覧。

^{19 「}遺構の行方」, 読売新聞, 2014. 1. 22, 朝刊, 31 面

²⁰ 今尚之,「まちの元気人が文化財を守り、育てる」『文化庁月報』, No. 408, 2002, p14

²¹ ピエール・ノラ, 2002, 谷川稔訳『記憶の場―フランス国民意識の文化 = 社会史』, 1, 岩波書店, pp36-7

に重なる点をもつ。

つまり、文化財建造物はその建物にまつわる人々の記憶が根底にある「記憶の場」であり、それが愛着を生み、保存運動へ結びつくことが推測される。杉浦直は記憶に加えて、「歴史的な建物や、モニュメント等は、過ぎ去ったこの単なる記憶のみではなく、以前に存在と生活があったということを喚起することによって社会的な連続性の存在を意味する。すなわち、集団の歴史的アイデンティティを象徴している。」と述べ、保存は記憶によるものだけでなく、アイデンティティに関連することが動機づけにあると論じる 22 。同時に杉浦は保存される歴史的建造物を「歴史的アイデンティティ・シンボル」と呼称している 23 。ただ、鄭暎惠が「記憶とは、アイデンティティを貫く根幹である。」と述べるよう 24 、両者の相関性は無縁でないと考え、むしろ歴史性と記憶という要素が文化財建造物をとおし、人々のアイデンティティ成立に関与しているのではないかと推察される。

これは、馬場が文化財について、コミュニティを形成する人々のアイデンティティの根幹をなすものと期待したことと重なる。つまり、記憶とその建造物のもつ歴史性が地域住民のアイデンティティに関与し、両者のつながりを生み、保存の動機となることが想像できる。

3. 文化財建造物としての廃校

さて、ここまでで記憶と歴史性のうえに成り立つ文化財建造物は地域主義の文化財保護の精神によって保存されている可能性がみえてきた。以下では記憶と歴史性、それらを内包する文化財建造物という地域文化財の実態を析出する。記憶と歴史性に関与する文化財建造物は数多く存在するが、文化財建造物に地域住民が能動的に関与するということから推察すると、記憶は地域住民という集団に共有された記憶、すなわち集団的記憶²⁵であることが読み取られる。

文化庁の国指定文化財等データベース上で国宝・重要文化財に指定されている建造物の種別をみると、神社、寺院、城郭、住宅、民家、宗教、学校、官公庁舎、産業・交通・土木、住居、文化施設、商業・業務、その他に分類されている 26。この中で地域住民の記憶との接点を考えると、例えば広井良典は地域の人びとが自然に集う「コミュニティの中心」はかつて寺社であり、近代化が進み、学校、そして商店街へ移ってきたと述べている 27。つまり、神社、寺院、学校といった建造物が可能性として導かれる。この中で地域住民の世代を問わず、集団的記憶が生成された可能性を積極的に見いだせる建造物は学校ではないだろうか。藍澤宏が学校について「常時、地域の人々の目に触れる施設でもある。親しみある施設、思い出のある施設、記憶に残る施設など、学校は人々の脳裏にいつまでも残っている施設でもある。 28」と述べるよう、学校は地域に広く親しまれ、人々の記憶の拠り所になっている可能性が考えられる。

文部科学省の調査によれば、廃校は現在、コミュニティの活動の拠点や地域活性に寄与する拠点になっていると報告する²⁹。権安理によれば、こうして地域住民が廃校の活用に関与するのは、ノスタルジーという情緒

²² 杉浦直,「空間的シンボリズムと文化」, 岩手大学人文社会科学部総合研究委員会, 『文化の基礎理論と諸相の研究』, 岩手大学, 1992, p60

²³ 杉浦(1992)前掲, p60

²⁴ 鄭暎惠,「言語化されずに身体化された記憶と、複合的アイデンティティ」上野千鶴子編『脱アイデンティティ』, 勁草書房 2005 pl99

²⁵ モーリス・アルヴァックスは、『集合的記憶』の中で、個人的と考えられがちな記憶は、実は他者とその記憶を共有することにより支えられているとし、人間の記憶が集合的な性格のものである点を強調している(モーリス・アルヴァックス、小関藤一郎訳『集合的記憶』、行路社、1989、pp1-44にまとめられる)。また、「すべての集合的記憶は空間においても時間においても有限な集団に支えられている」と述べている(同書 p94)。

²⁶ 文化庁,「国指定文化財等データベース」http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp,2014.5.8 閲覧

²⁷ 広井良典, 『コミュニティを問いなおす―つながり・都市・日本社会の未来』, 筑摩書房, 2009, pp85-7

²⁸ 藍澤宏,「過疎化・高齢化が進行する農村地域の廃校の課題」『廃校施設の実態及び有効活用状況等調査研究報告書』(平成 15 年 4 月), 文部科学省, p62, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/03062401/houkoku_pdf/houkoku.pdf, 2014.4.21 閲覧

²⁹ 文部科学省,『廃校施設の実態及び有効活用状況等調査研究報告書』 (平成 15 年 4 月), p28, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/03062401/houkoku pdf/houkoku.pdf, 2014.4.21 閲覧

性が関与しているのではないかと指摘する³⁰。廃校活用に人々を駆り立てるノスタルジーは人々の記憶を拠所 に起因する感情であり、記憶は現在の廃校利用にも関与している可能性が考えられる。

また、平成24年(2012)5月1日現在、平成14年(2002)度から平成23年(2011)度に廃校となり建物が現存する4,222校のうち、7割を超える2,963校が、社会体育施設、社会教育施設、体験交流施設、文化施設、老人福祉施設、保育所などの児童福祉施設などに転用され、活用が図られているという³¹。こうした転用は廃校活用を勧める国の施策成果の現れともとらえられるが、この施策は権によれば、地域に愛着の深かった学校を何とかして形のあるものとして残したいという地域からの要請に応えたものと指摘される³²。

ここから学校(廃校)と集団的記憶の結びつき、そしてそれに伴う現代の廃校保存への地域住民の動きが垣間見られるが、文化財保護という観点ではどうだろうか。こうして地域で活用される廃校の中には文化財として保存されるものも含まれていると考えられる。

その文化財建造物としての廃校をめぐる保存の経緯や現状、それらへの地域住民の関与を調べることで、記憶と歴史性で成り立つ地域文化財と、地域主義の文化財保護の実態がみえてくるはずである。

文部科学省では、平成 15 年 4 月に「廃校リニューアル 50 選」として廃校となった後の施設利用に際し、その有効活用に積極的に取組んでいる事例を全国から選定し、まとめている ³³。この事例は、住民参加による計画策定など、住民主導により事業が実施されている事例や文化財、歴史的建造物等に指定されている事例などをまとめており、この中に地域文化財としての廃校が含まれている可能性が考えられる。50 事例の内、文化財の有無を調べると国重要文化財が 1 件、県指定文化財が 1 件、登録有形文化財が 2 件であった。

国重要文化財は甲府市藤村記念館(旧睦沢学校)、県指定文化財(山梨県)は三代校舎ふれあいの里(旧津金学校)、登録有形文化財は、加茂青砂ふるさと学習施設(旧加茂青砂小学校)、京都芸術センター(旧明倫小学校)である。なお、京都市学校歴史博物館(旧京都市立開智小学校)は正門のみが登録有形文化財である。この内、国重要文化財、県指定文化財は山梨県に所在する。

先に山梨県の2事例について建造物を管理運営する主体をみる。甲府市藤村記念館の館の管理運営は甲府市の指定管理者である NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会が行っている³4。三代校舎ふれあいの里の中で、県指定文化財に指定される津金学校の管理運営は北杜市の指定管理者である NPO 法人文化資源活用協会がおこなう³5。

それぞれの団体の内容をみると、NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会は、土地区画整理事業を促進するため、平成10年(1998)1月に結成された甲府駅北口地区区画整理事業推進委員会が前身となっており、その後、甲府駅周辺地区新都市拠点整備事業の本格的取り組みを機に平成21年(2009)1月、甲府駅北口まちづくり推進委員会が発足した36。平成23年(2011)に甲府市が管理する甲府駅北口12施設の指定管理を受け、同年10月1日にNPO法人化するとともに、甲府駅北口まちづくり委員会に改称した37。この団体は79の企業・個人会員で組織される38。文化資源活用協会は平成11年(1999)11月24日に発足し、平成14年(2002)2月に特定非営利活動法人化した39。このNPO法人は津金学校大正校舎の修復に携わった地域の住民団体であ

³⁰ 権安理, 「廃校の社会理論-なぜ廃校は活用を求められるのか-」『応用社会学研究』, 54, 立教大学, 2012, pp165-6

³¹ 文部科学省,「廃校施設等活用状況実態調査の結果について」(平成 24 年 9 月 14 日), http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/09/1325788.htm, 2014.4.21 閲覧

³² 権安理,「廃校活用研究序説-戦後における歴史と公共性の変容-」『応用社会学研究』,立教大学,2011,p96

³³ 文部科学省,『廃校リニューアル 50 選』 (平成 15 年 4 月), http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/03062401/50senn_index. html, 2014.5.8 閲覧

³⁴ 甲府市,「指定管理者候補者選定結果(公募)」(平成 26 年度), http://www.city.kofu.yamanashi.jp/gyosekaikaku/business/shite/gaiyo/documents/37kitagut.pdf, 2014.5.8 閲覧

³⁵ 北杜市,「指定管理者の決定について」(平成 26 年度), http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/komoku/shisei/shiteikanrisya/pdf/H26.2hpup-shiteikanrikettei.pdf, 2014.5.8 閲覧

³⁶ 甲府 RC 事務局,「創立 64 周年記念事業 第 45 回 甲府ロータリークラブ基金表彰(2014.4.30)」,http://www.kof u-rotary. gr.jp/topics/6445.html, 2014.5.12 閲覧

^{37 「}北口まちづくり委 NPO に」、山梨日日新聞、2011.10.7、朝刊、25 面

^{38 「}北口まちづくり委 NPO に」,山梨日日新聞, 2011.10.7,朝刊, 25 面

³⁹ NPO 法人文化資源活用協会,「津金学校 活動報告」,http://tsugane.jp/meiji/report, 2014.5.10 閲覧

る「どくだみの会」を核にして発足した⁴⁰。どちらも地域住民から団体が構成されていることがわかる。

一方、登録有形文化財の2件は加茂青砂ふるさと学習施設(旧加茂青砂小学校)は男鹿市教育委員会生涯学習課⁴¹、京都芸術センター(旧明倫小学校)は公益財団法人京都市芸術文化協会が運営をおこなう⁴²。山梨県に所在する2事例はおもに地域住民による運営が行われているのに対し、登録有形文化財の2件は自治体や財団法人が運営主体であり、運営への地域住民の関与は前者に比べ薄いことがわかる。両者の保存にどのように地域住民が関与したかは比較できないが、現状の文化財の活用という観点から運営主体を比較した結果からは、山梨県の2事例の文化財建造物について保存の経緯や活用への地域の関与を調べることが、地域主義の文化財保護と地域文化財の実態を導くのに妥当と考えられる。

着目すべきは、山梨県の2事例の文化財建造物は、山梨県という同地域で、明治初期とほぼ同時期に建築された擬洋風建築の学校という点である。擬洋風建築とは、明治初期から20年代後半、横浜などの居留地建設に参集した日本人大工が独自の想像力によってつくりだした従来の日本建築に例を見ない洋風を擬した固有の建築であり、こうした建造物を上京して見聞した地方の大工によって同様の建造物が各地に作られていった経緯がある⁴³。山梨県においてこの擬洋風建築は明治初期に県令藤村紫朗が奨励したことから、藤村式建築と呼称される⁴⁴。ここで、事例を検証する前に、藤村式建築の成立について触れておく。

4. 藤村式建築と藤村紫朗

藤村紫朗は、弘化 2 年(1845)、熊本藩士黒瀬市右衛門の次男に生まれ、同藩萱野家の養嗣子になり、はじめ萱野嘉右衛門と称した ⁴⁵。幕末に尊皇攘夷・討幕の運動に参加、脱藩して活動し、長州軍とともに元治元年 (1864) の禁門の変、慶応 3 年(1867)12 月には大和十津川郷士らと紀州高野山の挙兵に参加、明治元(1868)年の戊辰戦争には越後路に転戦している ⁴⁶。明治維新に際し藤村性を称し、明治元年(1868)に徴士内国事務局権判事、翌年(1869)大阪府参事を経て、明治 5 年(1872)に山梨県で起きた農民一揆である大小切騒動をめぐり免官になった県令土肥実匡の後を受けて明治 6 年(1873)1 月に山梨県権令、翌年 10 月には県令となった ⁴⁷。明治 20 年(1887)愛媛県知事に転任するまでの 14 年間、山梨県に在任した ⁴⁸。

藤村は在任期間おもに、殖産産業と教育普及の政策を啓蒙したとされる⁴⁹。教育普及政策では、明治6年(1873)3月31日には小学校設立について各区長に達書を出して当面一区に一校を目標に学校建設を努力するよう指示している⁵⁰。同年4月18日には各区長に対し小学校建設地と幼児数を調査報告するよう命じている⁵¹。また同年5月には「小学校創建心得」を各戸長に達しこの中で幼児数を勘案して、将来全員の就学を予定して校舎建設をおこなうよう指示している⁵²。同年6月に「学制」⁵³を自ら解釈した『学制解釈』⁵⁴を各村に頒布し、学校教育の必要性の理解に努めた⁵⁵。こうして着任して間もない時期から学校建設をハードとソフトの両面で

⁴⁰ 鈴木 (2005) 前掲, p234

⁴¹ 文部科学省,「7. 加茂青砂ふるさと学習施設」『廃校リニューアル 50 選』 http://www. mext. go. jp/a_menu/shotou/zyosei/03062401/50senn/07_ht/07. html, 2014.5.8 閲覧

⁴² 公益財団法人京都市芸術文化協会,「京都芸術センター 運営」http://www.kac.or.jp/staffs/, 2014.5.8 閲覧

⁴³ 村松貞次郎編『近代の美術』, 20, 至文堂, 1974, p82

⁴⁴ 植松光宏, 『山梨の洋風建築一藤村式建築百年』, 甲陽書房, 1977, p34

⁴⁵ 有泉貞夫,「県令藤村紫朗と近代山梨」『山梨県史研究』, 創刊号, 山梨県, 1993, p111

⁴⁶ 有泉 (1993) 前掲, p111

⁴⁷ 山梨日日新聞社,『山梨百科事典』,山梨日日新聞社, 1989, p813

⁴⁸ 有泉(1993)前掲, p119

⁴⁹ 山梨県教育委員会,『山梨県教育百年史 明治編』,第1巻,1976,p218

⁵⁰ 山梨県立図書館編『山梨県史』, 3巻, 1960, p115

⁵¹ 山梨県立図書館編(1976)前掲, p117

⁵² 山梨県立図書館編(1976)前掲, p130

⁵³ 明治5年(1972)8月に発布された、近代学校制度に関する最初の基本法令。国史大辞典編集委員会編「学制」『国史大辞典』,3巻,吉川弘文館,1983,p191

⁵⁴ 山梨県立図書館編(1976)前掲, pp453-5

⁵⁵ 山梨県教育委員会 (1976) 前掲, p218

推進している様子が伝わる。こうした政策により明治6年(1873)から着々と学校建設が進行していったようだ。

その後、明治9年(1876)11月28日にはさらなる学校建設の推進を目的に各区々長、学区取締、戸長等に達書を出し、小学校新築の目途を協議することを指示し、必ずしも洋風建築にこだわらず、和風建築でも構わないとし、資力の少ない村には共同建設をすすめている56。明治10年(1877)5月2日に制定した「学校建築法」では準拠すべき校舎建設法を示し、建設地の選定の留意点や、土地が狭小でないかぎりは平屋を推奨している57。明治11年(1878)8月1日には校舎の構造は虚飾に流されず堅牢にすべきとの指示も出されたようだ58。

擬洋風建築の奨励の契機は、藤村が着任前にこの様式を大阪で目にしていたことによると考えられているが ⁵⁰、明治 9 年(1876)以降の県からの指示には、それほど擬洋風建築に対するこだわりは見られない。擬洋風建築の学校建設は、県が指示したわけでなく、地元の棟梁がそれぞれの形を生み出したと考えられており ⁶⁰、明治 9 年(1876)以降の指示は過熱化する義洋風建築の学校校舎に歯止めをかけるものであると推測される。

こうした学校建設の費用は村民の負担であったため、町村では村民の私財を集めたり、労力奉仕を募ったり、あるいは社寺の共有地の立木を木材として利用、売却するなどして建設資金の一部に充てたとされる。。このような藤村の一連の施策により県内では、36 校の藤村式建築が建設された。こうしてみると、藤村式建築の成立は、県令藤村紫朗の奨励が発端にあったといえるが、各地の地域住民が大きく関与して成立した建造物であることがわかり、これら校舎は村がはじめて造った大きな建物であり、村の財産だったと評されているように、地域との結びつきは強固であったことが推測される。

藤村式建築は小学校の他、官公庁も建てられたが、県内に現存するものは学校建築が先に挙げた2事例を含め、5か所に残るのみである。現存するのは、先に2事例に挙げた睦沢学校(甲府市、現甲府市藤村記念館)、津金学校(北杜市、現津金学校)に加え、春米学校(富士川町、現富士川町民俗資料館)、尾県学校(都留市、現尾県郷土資料館)、室伏学校(山梨市、現牧丘郷土文化館)である。いずれもが県ないし市町村指定の文化財であり、廃校後に資料館などに転用されている。なお、県内には所在しないが、藤村式建築である東山梨郡役所庁舎が愛知県犬山市に所在する博物館明治村に昭和39年(1964)9月に移築され、現存している。4。

「廃校リニューアル 50 選」に春米学校、尾県学校、室伏学校は選定されていないが、同地域でほぼ同時期に成立した建造物であり、2 事例同様に指定文化財であり、資料館に転用されているという特徴が一致することから、この3 事例の建造物を含めて地域主義の文化財保護と地域文化財の実態を考察するのが妥当と考える。以下では、同地域でほぼ同時期に成立した5 か所の建造物について、それらがどのような地域で成立し、廃校後、どのような経緯で保存され、そこに地域住民がどのように関与し、現在に至るかについて調べ、地域主義の文化財保護の実態を掴み、5 事例を比較することで地域主義の文化財保護を成立させる要素や要件を考察する。また、36 校あった藤村式建築の学校のうち5 校が現存し得たのかについても考察を加える。

⁵⁶ 山梨県教育委員会 (1976) 前掲, p248

⁵⁷ 山梨県,『山梨県史』, 第3巻, 山梨県立図書館, 1943, pp230-3

⁵⁸ 山梨県教育委員会 (1976) 前掲, p249

⁵⁹ 山梨県 (2005) 前掲, p81

⁶⁰ 須玉町,『須玉町史 通史編』, 第2巻, 須玉町史編さん委員会, 2001, pp138-9

⁶¹ 山梨県,『山梨県史 通史編 5 近現代 1』, 山梨日日新聞社, 2005, p80

⁶² 奈良幸枝他,「竣工改造による平面の変遷考察―藤村式学校建築の調査研究 その2―」『職業能力開発大学校紀要』,第26号A,職業能力開発大学校,1997,p52

⁶³ 山梨県 (2005) 前掲, p81

⁶⁴ 植松 (1977) 前掲, p162

5. 山梨県内の藤村式建築―建設から保存までの経緯と現在―

(1) 尾県学校(都留市、現尾県郷土資料館)



写真 1 尾県学校 (尾県郷土資料館)

立地

尾県学校は都留市小形山 1564 番地 1 号に立地する。都留市は県西部に位置する人口 31,992 人の市である(平成 26 年〈2014〉4 月 1 日現在 ⁶⁵)。 尾県学校が所在する小形山地区は市内北部の標高420m 付近の山間に位置し、276 世帯、826 名が生活する ⁶⁶。建物の西には高川山がそびえ、付近はリニアモーターカーの実験線と見学施設が立地し、建物の背面は中央自動車道富士吉田線が通る。建物北の隣地には

稲村神社と市指定天然記念物である「稲村神社 のエノキ」が所在する。

学校の沿革

校舎は、明治8年(1875)12月に着工したものの、翌年9月11日に「未曾有之水害」に遭い、落成前に毀壊してしまったとされる 67 。明治10年(1877)5月に尾県学校が設立し、設立当初は民家を仮校舎としていたが、明治11年(1878)5月5日には県令藤村紫朗を招いて校舎の竣工式が挙行され開校した 68 。大正13年(1924)6月に尾県学校と田野倉学校を廃止し、昇小学校と統合して禾生小学校とする案が答申されたが、地域住民の反対により実現していない 69 。昭和2年(1927)12月には校舎が増築されている 70 。その後、尾県学校と田野倉学校の廃止統合は昭和16年(1941)に実現し、禾生尋常高等小学校に統合され、尾県学校は昭和16年(1941)3月12日に廃校になった 71 。

廃校後の保存の動向

禾生尋常高等小学校は、昭和 16 年 (1941) 3 月 1 日の国民学校令 (勅令第 148 号) 72 により、昭和 16 年 (1941) 4 月 1 日に禾生国民学校に改称したが 73 、禾生国民学校は昭和 21 年 (1946) 3 月 16 日に火災で全焼した 74 。そのため、校舎復旧までの間、臨時的に小形山地区の児童は旧校舎である尾県学校で授業を受けることになった 75 。昭和 22 年 (1947) 11 月、校舎が復旧するが、分教場の児童を収容できず、昭和 24 年 (1949) 4 月 2 日、分教場を田野倉地内に新設することになった 76 。旧校舎で授業を受けていた児童は新設の禾生第二小学校へ移

⁶⁵ 都留市,「都留市役所」, http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/top/top.aspx, 2014.4.25 閲覧

⁶⁶ 総務省統計局,「平成 22 年度国勢調査」, http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001039448, 2014.4.10 閲覧

⁶⁷ 山梨県,『山梨県史 文化財編』,山梨日日新聞社, 1999, p258

⁶⁸ 山梨県 (1999) 前掲, p258

⁶⁹ 山梨県(1999)前掲, p259

⁷⁰ 山梨県 (1999) 前掲, p259

⁷¹ 都留市教育委員会,『尾県学校の沿革と復元』,都留市教育委員会,1987,p29

⁷² 国立公文書館アジア歴史資料センター, 「昭和 16 年・勅令第 148 号・小学校令改正ノ件」, http://www. jacar. go. jp/DAS/meta/listPhoto?REFCODE=A03022565100&IS_STYLE=default&image_num=14, 2014. 5. 10 閲覧

⁷³ 中野八吾,『学校沿革誌』, 4, 1971, p30 (禾生第一小学校の項目)。なお、著者・発行年は都留市教育委員会,『尾県学校の沿革と復元』,都留市教育委員会, 1987, p51 を参照した。

⁷⁴ 中野 (1971) 前掲, p38 (禾生第一小学校の項目)。

⁷⁵ 中野 (1971) 前掲, p38 (禾生第一小学校の項目)。

⁷⁶ 中野 (1971) 前掲, pp42-3 (禾生第一小学校の項目)。

ることになり 7、尾県学校はこの時点で学校としての利用はされなくなる。

その後は、地区の集会所や戦後引揚者の住居に使用されたようだ ⁷⁸。昭和 42 年(1967)、校舎保存にむけて「尾縣旧小学校保存会」が発足し、発起人を市長、教育委員長、市議会員(小形山・川茂)、自治会長(小形山・川茂)、小形山各常会長とし、会員を小形山、川茂の尾県学校卒業生としている ⁷⁹。昭和 45 年(1970)3 月 30日に市有形文化財に指定され ⁸⁰、折からの経年劣化によって荒廃が進んでいたため、市では同年に応急的に一部修復を行い ⁸¹、昭和 48 年(1973)5 月から復元工事を進め、同年(1973)11月に復元工事が完了した ⁸²。同年 11月 27日に落成式をおこない、同年 12月 1日に地域の民俗資料を中心に展示する資料館として開館することになった ⁸³。昭和 50 年(1975)3月 17日には山梨県指定文化財に指定された ⁸⁴。その後、昭和 60 年(1985)5月に資料館内の展示物と内装の変更作業を、地域住民と論議のもと開始し ⁸⁵、昭和 61 年(1986)5月 26日に教育資料を中心とした展示施設として開館した ⁸⁶。

現在の利用状況

館の所有は都留市、所管は都留市教育委員会でおこない ⁸⁷、管理は都留市教育委員会が地域住民に館長を委託する形で運営し、開館時は館長が 1 名駐在する ⁸⁸。また昭和 61 年(1986)の資料館開館時に地域住民で独自に尾県郷土資料館協力会を組織し、館内の清掃・美化、防火活動など運営の様々な場面で協力をおこなっている ⁸⁹。

1階には教育資料の展示室と復元教室、館長の事務室があり、事務室は地域住民や来館者が集う場となっている。事務室には、一坪図書館という市立図書館がおこなう遠隔地サービスの書庫が設置され、地域住民に本の貸し出しも行っている。2階は教育資料と子どもの遊び道具が展示されている。資料館は、毎週火曜日、木

曜日、土曜日、日曜日、祝日の10時から16時まで開館しており、入館は無料である⁹⁰。

(2) 津金学校(北杜市、現津金学校)

かま

津金学校は北杜市須玉町下津金 2963 に立地する。北杜市は甲府盆地の北西部に位置し、北は八ヶ岳、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプス、東は茅ヶ岳などの山岳に囲まれた人口48,682 人の市である(平成 26 年〈2014〉4 月1 日現在 91)。



写真 2 津金学校

- 77 都留市教育委員会 (1987) 前掲, p30
- 78 奥隆行, 『写真で綴る 20 世紀の都留』, 下, 2009, pp110-1
- 79 小形山区有文書『小形山記録簿 起昭和 42 年 1 月 至昭和 43 年 12 月』の昭和 42 年 (1967) 10 月 2 日の記事に「尾縣 旧小学校保存会」の発足が議題に上がっている。
- 80 井上敏雄、『ふるさと小形山』、ぎょうせい、1990、p52
- 81 奥 (2009) 前掲, p110
- 82 都留市教育委員会編『目で見る都留市の歴史』, 1991, p98
- 83 都留市, 『広報 都留』, No. 159, 1973, 表紙
- 84 井上 (1990) 前掲, p149
- 85 都留市教育委員会(1987)前掲,「発刊にあたって」
- 86 井上 (1990) 前掲, p149
- 87 都留市,「都留市尾県郷土資料館設置条例(昭和 48 年 12 月 18 日条例第 30 号)第 3 条」,http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/div/gyousei/htm/reiki/act/print/print110000391.htm, 2014.5.8 閲覧
- 88 尾県郷土資料館、山本恒男館長のご教示による(2013.10.20 聞き取り)
- 89 都留市社会福祉協議会・都留市ボランティア連絡会編『私たちのまちのボランティア活動ガイドブック』, 2003, p18
- 90 都留市教育委員会,「INFORMATION」『尾県郷土資料館パンフレット』
- 91 北杜市,「北杜市人口·世帯数」, http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/hokuto/yoran/95934754139.html, 2014.4.25 閲覧

建物が所在する下津金地区は市のおよそ中央に位置する。下津金地区は、山間の傾斜地に集落が形成され、南および西の方角には須玉川によって形成された平地に田畑が続いている。建物背面には諏訪八幡神社が位置する。平成22年(2010)現在、113世帯、293名が生活する集落である⁹²。北杜市は平成16年(2004)に合併し、平成18年(2006)に1町が編入され成立した市であり、建物は合併前の旧須玉町内に所在する。建物は下津金地区の中央北端に位置し、前方に旧校庭が広がり、同敷地には西に農業体験農園施設である「大正館」と総合観光施設である「おいしい学校」が並ぶ。

学校の沿革

津金学校は明治 7 年(1874)着工、翌年 10 月に落成し、同月 11 日に開校した 93 。設計は小宮山弥太郎 94 によるもので、施工は地元大工が請け負い、金学校は開校当初より校舎の一部を役場に転用していた 95 。大正 13 年(1924)5 月には校舎左隣に新たに校舎(大正校舎)を建設した 96 。昭和 16 年(1941)に津金国民学校に改称し 97 、昭和 22 年(1947)3 月 31 日に学校教育法(法律第 26 号)が公布され 98 、国民学校は廃止となり、津金村立津金小学校が発足した 99 。昭和 28 年(1953)には同敷地内に津金中学校(昭和校舎)が落成した 100 。昭和 30 年(1955)3 月 31 日より近隣 3 村と合併し、須玉町が成立し町立津金小学校となり 101 、昭和 32 年(1957)10 月 28 日に県教育庁より老朽校舎に認定された 102 。昭和 50 年(1975)頃には老朽化のため、教室として使用ができない状態で 103 、昭和 60 年(1985)に若神子、穂足、多麻、江草、岩下の 5 校と統合され、須玉小学校が成立し、廃校となった 104 。

廃校後の保存の動向

昭和 61 年(1986)2月13日に須玉町指定文化財になり、その後、校舎は老朽化が進み、雨漏りがひどかったが、保存と活用を望む声を重要視し、平成元年(1989)1月23日に校舎の解体と復元を目指して、津金学校藤村式校舎解体調査委員会が発足している 105。委員会は町教育委員会教育長を会長とし、町文化財審議委員会長を副会長、県文化財審議委員・山梨県考古学協会員・山梨文化財研究所員を専門調査委員に、町文化財審議委員会・津金地区協議会長・津金地区公民館長ら地域住民を調査委員に須玉町教育委員会によって委嘱された 106。同年に解体が開始され、平成3年(1989)1月に復元工事が完了し、平成3年(1991)4月に津金地区公民館として開館し、翌年3月7日に須玉町歴史資料館として開館している 107。当初は1階を公民館、2階を資料館として利用したようであったが、平成4年(1992)6月22日に山梨県有形文化財に指定された 108。

なお、大正 13年(1924)5月に増設した大正校舎も昭和60年(1985)に廃校となったが、藤村式建築でなく、

⁹² 総務省統計局,「平成 22 年度国勢調査」, http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList. do?tid=000001039448, 2014. 4. 10 閲覧

⁹³ 山梨県 (1999) 前掲, p266

⁹⁴ 甲斐国塩山 (現甲州市) 出身で藤村式建築の建設に携わった棟梁。山梨日日新聞社,「小宮山弥太郎」『山梨百科事典』, 山梨日日新聞社, 1989, p398

⁹⁵ 山梨県 (1999) 前掲, pp266-7

⁹⁶ 須玉町,『須玉町誌』, 須玉町誌編集委員会, 1975, p1571

⁹⁷ 須玉町 (1975) 前掲, p1571

⁹⁸ 国立公文書館デジタルアーカイブ,「学校教育法・御署名原本」(昭和 22 年・法律第 26 号), http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?KEYWORD=&LANG=default&BID=F0000000000000044583&ID=&TYPE=&NO=, 2014.5.10 閲覧

⁹⁹ 須玉町 (1975) 前掲, p1571

¹⁰⁰ 須玉町 (1975) 前掲, p1620

¹⁰¹ 須玉町 (1975) 前掲, p1572

¹⁰² 山梨県(1999)前掲, p267

¹⁰³ 須玉町,『須玉町史 通史編』, 第2巻, 須玉町史編さん委員会, 2001, p144

¹⁰⁴ 須玉町 (2001) 前掲, p570

¹⁰⁵ 山梨県(1999)前掲,p267、山梨県教育委員会学術文化財課編『山梨県の近代化遺産―山梨県近代化遺産総合調査報告書―』,1997, p164、「津金小解体へ調査委発足」,山梨日日新聞,1989.1.28,朝刊,14面に記載

^{106 「}津金小解体へ調査委発足」、山梨日日新聞、1989.1.28、朝刊、14 面

^{107 「}藤村式校舎よみがえる」, 山梨日日新聞, 1991.1.5, 朝刊, 17 面、「藤村式建築の旧津金小資料館できょう再出発」, 山梨日日新聞, 1992.3.7, 朝刊, 22 面に記載

^{108 「}藤村式建築の旧津金小資料館できょう再出発」,山梨日日新聞,1992. 3. 7,朝刊, 22 面、山梨県(1999)前掲,p266 に 記載

老朽化が進んでいたため、昭和63年(1988)5月に津金地区協議会から取り壊しの陳情があり、町側は翌平成元年(1989)5月に取り壊しを決定したものの、一部の地域住民から明治校舎、大正校舎、昭和校舎と3代にわたる校舎が同敷地に残されている点に価値があるとし、3月下旬に保存の要望書が地区協議会に提出された 109。同年5月24日には山梨郷土研究会、同月31日には甲斐歴史会が保存を求める要望書を町へ提出している 110。こうした保存の要望もあり、取り壊しは免れたが、建物は修築されることはなかった。この後、大正校舎は平成9年(1997)頃、町教育委員会職員が、付近に住むインテリアデザイナーに協力を要請し、一部の地域住民と建物再生の作業を行った 111。こうした活動を知った国や県は内需拡大の公共政策で廃校を修復することを薦め 112、町側は「県営中山間地域農村活性化総合整備事業」(平成9〈1997〉年度)で大正校舎を新築復元する計画で動き、平成10年(1998)5月、農業体験農園施設「大正館」として新築復元が完了した 113。

昭和 28 年 (1953) に落成した津金中学校 (昭和校舎) は、統合による新校舎完成のため昭和 45 年 (1970) 3 月 31 日閉鎖された後 ¹¹⁴、山村振興等農林漁業特別対策事業により国・県・町から 4 億 3,700 万円の補助金を受けて、平成 11 年 (1999) に解体され全面的に改築された ¹¹⁵。その後、旧須玉町、旧町内の金融機関や企業の出資による第 3 セクター方式で、平成 12 年 (2000) から総合交流施設「おいしい学校」の運営が開始された ¹¹⁶。

現在の利用状況

館の所有は北杜市、所管は北杜市教育委員会であり¹¹⁷、先述のとおり管理運営は北杜市の指定管理者である NPO 法人文化資源活用協会がおこなう。

資料館1階にNPO法人の事務室を置き、対面にはカフェ明治学校(通称明治カフェ)を運営し、カフェは地域住民の寄り合い場にもなっている 118。2 階は

常設展示、企画展と復元教室になっており、3階は塔屋部分に該当する。毎週水曜日以外の日の9時30分から17時まで開館しており、入館は有料である¹¹⁹。平成23年(2011)4月から資料館名を津金学校に改称した¹²⁰。

(3) 舂米学校(富士川町、現富士川町民俗資料館)

立地

春米学校は南巨摩郡富士川町最勝寺 320 番地に 立地する。富士川町は県西部に位置する人口 16, 162 人の町である(平成 26 年〈2014〉4 月 1 日現



写真3 舂米学校(富士川町民俗資料館)

^{109 「『}大正』の解体待った」,山梨日日新聞, 1989. 4. 21,朝刊, 18面

^{110 「}旧津金小校舎『保存を』」,山梨日日新聞, 1989. 5. 25, 朝刊, 18 面、「旧津金小の校舎保存」,山梨日日新聞, 1989. 6. 1, 朝刊 18 面

¹¹¹ 鈴木輝隆,「NPO 法人文化資源活用協会の人たち」『ろーかるでざいんのおと 田舎意匠帳』,全国林業改良普及協会,2005,p232

¹¹² 鈴木 (2005) 前掲, p233

¹¹³ 宮口侗廸他,「過疎地域における廃校舎の活用の実態とその意義」,『早稲田教育評論』, 25, 1, 早稲田大学, 2011, p47

¹¹⁴ 須玉町 (1975) 前掲, p1621

¹¹⁵ 宮口他 (2011) 前掲, p48

¹¹⁶ 宮口他 (2011) 前掲, p48

¹¹⁷ 北杜市,「北杜市郷土資料館条例(平成 17 年 10 月 7 日条例第 38 号)第 4 条」,http://www. city. hokuto. yamanashi. jp/~reiki-web/reiki_honbun/r112RG00000733. html, 2014. 5. 8 閲覧

¹¹⁸ 金山喜昭,「公立博物館の経営効率をみる 直営館と NPO 運営館を比較する」『生涯学習とキャリアデザイン』,vol. 9, 法政大学,2012,p28

¹¹⁹ NPO 法人文化資源活用協会,「津金学校 ご利用案内」, http://tsugane. jp/meiji/guide, 2014. 5. 8 閲覧

¹²⁰ NPO 法人文化資源活用協会,「津金学校 学校史年表」, http://tsugane. jp/meiji/chronicle, 2014. 5. 8 閲覧

在 ¹²¹)。建物は町の中心に立地し、西は櫛形山が控え、東は釜無川と笛吹川が合流する富士川が流れる。周辺は町役場や中学校、文化ホールやホームセンターが立地する。建物は増穂小学校敷地内に位置し、建物の両側に体育館とプールがあり建物前方は校庭が広がる。

学校の沿革

春米学校は、明治8年(1875)10月起工、明治9年(1876)9月24日に増穂村春米地区に開校した¹²²。所在地は、現在地でなく、現在地より北西に約1.3km離れた、現在の春米公民館に位置していた¹²³。当時の立地は、標高300m付近の高台である。起工には副区長であった小林小太郎が自己所有地500坪を提供し、校舎の新築費用の建設費用は副区長らの献金により、総額6,189円余りが集まったという¹²⁴。施工は小宮山弥太郎と¹²⁵、地元春米の大工が請負ったとされる¹²⁶。

明治 19 年 (1886) 4 月 9 日に公布された小学校令(勅令第 14 号) ¹²⁷ を実施するため、県は明治 20 年 (1887) 1 月 14 日付で県令 4 号「小学校令第二条ニ基キ小学校設置区域及位置指定」を制定した ¹²⁸。この例規によって県内の学校は統合され、尋常・高等小学校として再編された ¹²⁹。このことにより実質、一村一校制となり、増穂村には増穂尋常小学校が設置され、舂米学校、青柳学校を用いてこれを新築増設することになった ¹³⁰。 舂米学校は解体され、本館として現在の体育館付近に移設され、明治 21 年 (1888) 5 月 1 日に増穂尋常小学校が開校した ¹³¹。大正 8 年 (1919) 頃に校舎増築した後に本館は学校として使用されなくなった ¹³²。

廃校後の保存の動向

大正 8 年(1919)頃に本館のみが残され、その後は増穂村(町)役場の庁舎として転用された ¹³³。役場に転用された要因は、この学校が戸長役場を兼ねていて、戸長の仕事部屋が存在していたことに拠ると考えられている ¹³⁴。昭和 41 年(1966)に新庁舎が完成し、町役場は移転し、建物は使用されなくなり、荒廃が進んでいたが ¹³⁵、小学校体育館建設に伴い、昭和 49 年(1974)10 月に現在地に移築、修復された ¹³⁶。建物保存については町主導で進められたとされる ¹³⁷。建物の修復後は増穂町民俗資料館として開館し ¹³⁸、修復を終えた翌年、昭和 50 年(1975)3 月 17 日には山梨県有形文化財の指定を受けている ¹³⁹。昭和 62 年(1987)には増穂小学校百周年を契機に教育資料の充実が図られている ¹⁴⁰。増穂町と鰍沢町が平成 22 年(2010)に合併した際に富士川町民俗資料館に改称している。

- 121 富士川町,「人口」, http://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/chosei/profile/jinkou.html, 2014.4.25 閲覧
- 122 增穗町誌編集委員会編『増穗町誌』,下巻, 増穗町役場, 1976, p263
- 123 山梨県 (1999) 前掲, p262。舂米公民館敷地には「舂米学校の跡」と記された石碑が残されている。
- 124 增穂町誌編集委員会 (1976) 前掲, pp44-5
- 125 山梨県教育委員会学術文化財課編(1997) 前掲, p144
- 126 山梨県(1999)前掲,p262
- 127 全 16 条からなる勅令で、第 1 条に「小學校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス」、第 2 条に「小學校ノ設置區域及位置ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル」とある。国立国会図書館、「近代デジタルライブラリー 法令全書 上巻」、http://kindai. ndl. go. ip/info:ndlip/pid/787968/264、2014. 5. 10 閲覧)。
- 128 山梨県教育委員会,『山梨県教育百年史 明治編』,第1巻,1976,p853
- 129 山梨県教育委員会 (1976) 前掲, p855
- 130 增穂町誌編集委員会 (1976) 前掲, p57
- 131 增穂町誌編集委員会 (1976) 前掲, p60
- 132 增穂町誌編集委員会 (1976) 前掲, p264
- 133 增穂町誌編集委員会 (1976) 前掲, p60
- 134 富士川町民俗資料館、長澤守男館長のご教示による (2013.11.6 聞き取り)
- 135 增穂町誌編集委員会 (1976) 前掲, p265
- 136 增穂町誌編集委員会 (1976) 前掲, p265
- 137 富士川町民俗資料館、長澤守男館長のご教示による (2013.11.6 聞き取り)
- 138 山梨県 (1999) 前掲, p263
- 139 山梨県(1999)前掲, p261
- 140 「学舎をしのぶ」, 山梨日日新聞, 1992. 1. 1, 朝刊, 59面

現在の利用状況

館の所有は富士川町、所管は富士川町教育委員会で行い¹⁴¹、教育委員会雇用の非常勤職員の館長が1名、 開館時に駐在している¹⁴²。

1階は復元教室と展示室に教育資料が展示され、2階は子どもの遊び道具や青い目の人形が展示されている。 3階は塔屋部分に該当する。資料館は、毎週日、水曜日、第2土曜日の9時から14時開館しており、入館は無料である 143 。

現在は、小学校敷地内ということもあり、地域住民の利用は少なく、休み時間に子供たちの遊び場になっている 144 。また、3 年生の総合的な学習の時間で、伝統的に調べ学習を行っている 145 。地元では塔屋に時を告げる太鼓が吊るされていたことから、通称「太鼓堂」と呼ばれる 146 。同町で建設中の「道の駅富士川」の外観は舂米学校を模して設計したり 147 、マンホールの蓋もこの学校をモチーフにしており 148 、地域のシンボルとして扱われている。

(4) 室伏学校(山梨市、現牧丘郷土文化館)

立地

室伏学校は山梨市牧丘町室伏 2120 番地に位置する。山梨市は山梨県の北東部、甲府盆地の東部に位置し、北は埼玉県、長野県と接する人口 36,978 人の市である(平成 26 年〈2014〉4 月 1 日現在 149)。建物は山梨市中央の東端にある室伏地区に位置する。室伏地区は市街地から外れ、北に大久保山がそびえ、付近を南北に笛吹川が流れる一帯である。建物は国道 140 号線沿いの「道の駅まきおか」の敷地内の西端に立地し、建物前方には「道の駅まきおか」の農産物直売施設、北には「彩甲斐公園」が位置する。



写真 4 室伏学校(牧丘郷土文化館)

学校の沿革

室伏学校は明治 8 年(1875)に落成、同年 10 月 15 日に開校したとされる 150 。最初の所在地は、現在地より南西に約 $^{0.7}$ km 離れた、現在の室伏公民館に位置していた 151 。

明治 12 年 (1879) に一部は役場として利用されたが、その後、役場は窪平地区堀の内に移転した ¹⁵²。明治 20 年 (1887) 1 月 14 日付で県令 4 号によって、室伏学校と杣口学校、窪平学校の 3 校が統合し、諏訪尋常小

¹⁴¹ 富士川町、「富士川町民俗資料館条例(平成 22 年 3 月 8 日条例第 102 号)第 5 条」に「資料館の設置及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める」とある。http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/div/gyousei/htm/reiki/act/print/print110000391.htm, 2014.5.8 閲覧

¹⁴² 富士川町民俗資料館、長澤守男館長のご教示による (2013.11.6 聞き取り)

¹⁴³ 富士川町教育委員会、『富士川町民俗資料館パンフレット』

¹⁴⁴ 富士川町民俗資料館、長澤守男館長のご教示による (2013.11.6 聞き取り)

¹⁴⁵ 富士川町民俗資料館、長澤守男館長のご教示による (2013.11.6 聞き取り)

¹⁴⁶ 一般社団法人日本木造住宅産業協会編『木芽』, vol. 147, 2013, p27

^{147 「『}道の駅富士川』来春開業へ起工式」,山梨日日新聞,2013. 1. 18,朝刊,19 面

¹⁴⁸ 富士川町民俗資料館、長澤守男館長のご教示による (2013.11.6 聞き取り)149 山梨市,「山梨市インデックスページ」, http://www.city. yamanashi. jp/, 2014.4.25 閲覧

¹⁵⁰ 牧丘町誌編纂委員会編『牧丘町誌』,牧丘町役場,1980, p1069

¹⁵¹ 山梨県 (1999) 前掲, p263 に記載された移転前の地番および牧丘郷土文化館、古明地登吉館長のご教示による (2013. 11.9 聞き取り)

¹⁵² 山梨県 (1999) 前掲, p273

学校が開校した ¹⁵³。諏訪尋常小学校は室伏学校を本校とし、杣口および窪平学校を分校としていたが ¹⁵⁴、明治 23 年(1890)10 月 7 日に第 2 次小学校令(勅令第 215 号) ¹⁵⁵ が公布され、第 1 次小学校令が廃止されたことに伴い ¹⁵⁶、一村一校制も廃止され ¹⁵⁷、明治 26 年(1893)6 月 1 日に室伏学校は一校で室伏尋常高等小学校となった ¹⁵⁸。明治 43 年(1910)には諏訪高等小学校が併置され ¹⁵⁹、明治 38 年(1905)および大正 6 年(1917)と創立年ははっきりしないが、室伏農業補修学校がこの時期に付設されたものと思われる ¹⁶⁰。昭和 8 年(1933)10 月 15 日に近隣三校が合併し窪平地区に諏訪尋常高等小学校(現山梨市立牧丘第一小学校)が開校したことにより、室伏尋常小学校は廃校となった ¹⁶¹。

廃校後の保存の動向

廃校当初は室伏地区と成沢地区、千野々宮地区が共有していたが、室伏地区以外が権利を放棄したため、室 伏地区の公会堂となった¹⁶²。その後、昭和24年(1949)から昭和26年(1951)にかけて山梨高等学校諏訪 分校(定時制)として利用されるが¹⁶³、交通の便が解消されてから分校として利用されなくなった¹⁶⁴。

昭和 33 年(1961)から昭和 35 年(1963)までは牧丘第一保育所として利用され 165 、保育所閉鎖後の昭和 37 年(1962)に養蚕場として利用されはじめた 166 。当時 2 階部分は集落の公民館として利用されていたという 167 。なお、昭和 34 年(1962)頃には東山梨郡役所同様、明治村への移築の話も起こったが、諸般の事情で当地に残ることになったとされる 168 。

昭和 47 年(1972)9 月には折からの風雨で荒廃が進んでいたことから、地元室伏地区で寄付を募り、220 万円の寄付金によって修築がなされた ¹⁶⁹。当時、町からの指導や補助金は無かったという ¹⁷⁰。その後は、室伏地区の公民館として利用された ¹⁷¹。

昭和 51 年 (1976) 3 月 30 日には牧丘町 (現山梨市) 有形文化財に指定された ¹⁷²。昭和 47 年 (1972) 以降、老朽化が進み、公民館として利用していた室伏学校を取り壊し、新たな公民館建設を望む声が地区から出ていたという ¹⁷³。平成 14 年 (2002)、折からの老朽化で室伏地区での管理が難しくなり、牧丘町で現在地へ移築・復元することになった ¹⁷⁴。町では、専門家を交えた調査委員会を組織し、記録保存調査も実施した ¹⁷⁵。建物は農林水産省の中山間地域総合整備事業の一環で移築・復元され ¹⁷⁶、平成 15 年 (2003) 4 月に展示施設、地

- 153 牧丘町誌編纂委員会 (1980) 前掲, pp968-9
- 154 牧丘町誌編纂委員会(1980)前掲, pp968-9
- 155 全 96 条からなる勅令。国立国会図書館,「近代デジタルライブラリー 法令全書 」 (明治 23 年), http://kindai. ndl. go. jp/info:ndljp/pid/787980/221, 2014. 5. 10 閲覧
- 156 第96条に廃止の旨が記される。
- 157 牧丘町誌編纂委員会 (1980) 前掲, p969
- 158 山梨県(1999)前掲, p273
- 159 牧丘町誌編纂委員会 (1980) 前掲, p974
- 160 牧丘町誌編纂委員会 (1980) 前掲, pp988-9
- 161 牧丘町誌編纂委員会 (1980) 前掲, pp992
- 162 山梨県 (1999) 前掲, p273
- 163 奈良幸枝他,「室伏学校の当初平面の調査と考察—藤村式学校建築の調査研究 その1—」『職業能力開発大学校紀要』, 第 26 号 A, 職業能力開発大学校, 1997, p44
- 164 山梨市教育委員会,「室伏学校沿革」『牧丘郷土文化館パンフレット』と牧丘郷土文化館、古明地登吉館長のご教示による (2013, 11.9 聞き取り)
- 165 奈良他 (1997) 前掲, p44
- 166 山梨県 (1999) 前掲、p273。年代は山梨市教育委員会、「室伏学校沿革」『牧丘郷土文化館パンフレット』による
- 167 牧丘郷土文化館、古明地登吉館長のご教示による (2013.11.9 聞き取り)
- 168 山梨県教育委員会学術文化財課編(1997) 前掲, p112
- 169 植松 (1977) 前掲, p53
- 170 植松 (1977) 前掲, p53
- 171 奈良他 (1997) 前掲, p44
- 172 牧丘町誌編纂委員会 (1980) 前掲, p1069
- 173 牧丘郷土文化館、古明地登吉館長のご教示による (2013.11.9 聞き取り)
- 174 「『藤村式』校舎往時の姿に」、山梨日日新聞、2002.3.5、朝刊、14面
- 175 「藤村式旧室伏学校 125 年前の姿に」,山梨日日新聞,2003. 1. 11,朝刊,19 面
- 176 山梨県農政部耕地課,「平成 25 年度公共事業事後評価調書」,https://www.pref. yamanashi. jp/kouchi/documents/makioka. pdf, 2014. 5. 8 閲覧

域住民と「道の駅」利用客の交流施設として、牧丘郷土文化館を開館した 177。

現在の利用状況

現在、館の所有は山梨市、所管は山梨市教育委員会であり ¹⁷⁸、教育委員会雇用の非常勤職員の館長が 1 名 開館時に駐在している ¹⁷⁹。資料館は、毎週月曜日、水曜日以外の 9 時から 16 時開館しており、入館は有料である ¹⁸⁰。

1階は館長の事務室と復元教室、多目的室があり、復元教室に教育資料が展示されている。2階は牧丘町に 縁のある人物の展示、ルーベンスの作品が展示されている。

利用者は、地域住民の利用は少なく、隣接する「道の駅まきおか」の利用客が多いという ¹⁸¹。館内の多目的ホールでは学校教員や警察署に対し、地域の歴史や文化に関する研修会や他県からの見学団体に付近の史跡や名所の案内をおこなっている ¹⁸²。地元では建物の形状から「インキ壺」 ¹⁸³ と通称され、ある種のシンボルとして受け入れられている。

(5) 睦沢学校(甲府市、現甲府市藤村記念館)

立地

睦沢学校は甲府市北口二丁目2番1号に位置する。甲府市は山梨県中央部に位置し、山梨県の県庁所在地であり、人口193,812人の特例市である(平成26年〈2014〉4月1日現在184)。建物は甲府駅北口の多目的広場である「よっちゃばれ広場」の中心に立地する。

甲府駅北口は平成12年(2002)3月に甲府市によって策定された「甲府市中心市街地活性化基本計画」に基づき¹⁸⁵、平成19年(2009)に着工した再開発事業によって整備が進めら



写真 5 睦沢学校(甲府市藤村記念館)

れた一帯である ¹⁸⁶。建物の東は「甲府市歴史公園」、「甲州夢小路」が位置し、北には県立図書館、西には NHK 甲府放送局が立地する市街地の中心に位置する。現在地は再開発事業によって平成 22 年(2010)に移築されたものであり、以前は、同市古府中町 2614 番地の武田神社外苑に立地していた ¹⁸⁷。

学校の沿革

睦沢学校は巨摩郡睦沢村(現甲斐市亀沢 3687 番地、睦沢地域ふれあい館敷地)に所在した学校である 188

^{177 「}藤村式旧室伏学校 125 年前の姿に」,山梨日日新聞, 2003.1.11,朝刊,19面

¹⁷⁸ 山梨市,「山梨市花かげの郷まきおか『牧丘郷土文化館』設置及び管理条例(平成 20 年 3 月 28 日条例第 3 号)第 3 条」, http://venus.city. yamanashi. jp/reiki_int/reiki_honbun/r189RG00000785. html, 2014. 5. 8 閲覧

¹⁷⁹ 牧丘郷土文化館、古明地登吉館長のご教示による (2013.11.9 聞き取り)

¹⁸⁰ 山梨市教育委員会、『牧丘郷土文化館パンフレット』

¹⁸¹ 牧丘郷土文化館、古明地登吉館長のご教示による (2013.11.9 聞き取り)

¹⁸² 牧丘郷土文化館、古明地登吉館長のご教示による (2013.11.9 聞き取り)

¹⁸³ 牧丘町誌編纂委員会 (1980) 前掲, p1071

¹⁸⁴ 甲府市,「住民基本台帳人口・世帯数」, https://www. city. kofu. yamanashi. jp/shimin/shise/toke/jinko/ugoki. html, 2014. 4. 25 閲覧

¹⁸⁵ 中澤義明「甲府市中心市街地活性化基本計画について」『新都市』, vol. 63, No.7, (財) 都市計画協会, 2009, p90

^{186 「}甲府駅北口玄関づくり本格始動」、山梨日日新聞、2007.1.27、朝刊、20面

¹⁸⁷ 文化財建造物保存技術協会編『重要文化財旧睦沢学校校舎(甲府市藤村記念館)移築保存修理工事報告書』, 甲府市, 2010, pp7-10

¹⁸⁸ 現地に「睦澤小学校跡碑」が残る。

学校の立地は中巨摩郡と北巨摩郡の郡境に近く、山間を南北に流れる亀沢川に沿った狭小な平坦地である。明 治8年(1875)12月4日に落成、翌明治9年(1876)6月4日に開校式が挙行された¹⁸⁹。設計、施工ともに 松木輝殷¹⁹⁰による¹⁹¹。

明治 19 年(1886)には小学校令により、睦沢尋常小学校と改称し 192 、明治 41 年(1908)4月1日には高等小学校と合併し、睦沢尋常高等小学校と改称した 193 。昭和 16 年(1941)4月1日からは睦沢国民学校に改称し 194 、戦後、昭和 22 年(1947)4月1日に睦沢小学校が発足した 195 。昭和 26 年(1951)3月17日には、校舎保存を目的に総工費約55万円で大規模な改修工事が行われ、同年6月8日に竣工式がおこなわれ、式には知事、県教育長、県会議員などが来賓で参加している 196 。

睦沢村は昭和 29 年 (1954) 10 月 17 日より、近隣の村との合併により敷島町となり、それに伴い、敷島町立睦沢小学校と改称している ¹⁹⁷。昭和 31 年 (1956) には新校舎建設のため旧校舎を南東へ移動させ ¹⁹⁸、昭和 32 年 (1957) 以降は睦沢公民館に転用されたことから ¹⁹⁹、新校舎が完成した段階で旧校舎は学校として利用されなくなったと考えられる。

廃校後の保存の動向

新校舎が完成した後、昭和30年(1955)4月9日に、県より重要文化財指定のため校舎調査に来校があり²⁰⁰、同年12月8日に重要文化財指定申請に基づき文部省より建造物課長が来校し調査をしている²⁰¹。この後、重要文化財指定についての記録が残されていないことから、指定の要件を満たさなかった可能性が推測される。昭和36年(1961)に公民館利用を止め²⁰²、同年7月18日には、町側へ校舎の増築および藤村式校舎の移転保存の陳情がなされ²⁰³、翌月3日には山梨日日新聞社が主催した郷土史研究家が集う第19回「夏草御岳道中」の100名近い一行が、校舎保存に関する要望書を町長に渡し、この後には、県教育委員会に対し、同内容の陳情書が出されたようだ²⁰⁴。同月30日には保存のための調査に県職員7名が来校し²⁰⁵、昭和36年(1961)10月6日に県有形文化財に指定される²⁰⁶。同月9日には県文化財保護委員によって校舎の実測が行われ、同月25日には解体がはじめられ、11月27日作業が完了している²⁰⁷。

建物は町から「夏草御岳道中」を主催した中心人物であり、山梨日日新聞社長、山梨郷土研究会長であった野口二郎²⁰⁸によって組織された藤村様式旧睦沢小学校保存委員会が、解体前の昭和 36 年(1961)10 月 15 日に譲り受けたという²⁰⁹。なお、野口は第 19 回「夏草御岳道中」以前より、町長に取り壊しについて心痛を口頭で伝えており²¹⁰、野口は先に東山梨郡役所の保存にも関与しており²¹¹、この時点で藤村式の価値を見出し

¹⁸⁹ 敷島町役場、『敷島町誌』、1966, p1083

¹⁹⁰ 甲斐国福居村(現南巨摩郡身延町下山)出身で藤村式学校建築の創始者である大工。山梨日日新聞社,「松木輝殷」『山梨百科事典』、山梨日日新聞社,1989,pp869-70

¹⁹¹ 山梨県教育委員会学術文化財課編(1997) 前掲, p30

¹⁹² 敷島町役場 (1966) 前掲, p1084

¹⁹³ 敷島町役場(1966)前掲, p1085

¹⁹⁴ 敷島町役場 (1966) 前掲, p1087

¹⁹⁵ 敷島町役場 (1966) 前掲, p1087

¹⁹⁶ 敷島町役場 (1966) 前掲, p1088

¹⁹⁷ 敷島町役場(1966)前掲, p1088

¹⁹⁸ 睦沢小学校編『睦沢小学校創立百周年記念誌』, 睦沢小学校, 1972, p31

¹⁹⁹ 山梨県 (1999) 前掲, p255

²⁰⁰ 睦沢小学校編(1972)前掲, p31

²⁰¹ 睦沢小学校編(1972)前掲, p31

²⁰² 植松(1977)前掲, p47

²⁰³ 睦沢小学校編 (1972) 前掲, p31

²⁰⁴ 睦沢小学校編(1972)前掲, p10

²⁰⁵ 睦沢小学校編(1972)前掲, p32

²⁰⁶ 睦沢小学校編(1972)前掲, p32 207 睦沢小学校編(1972)前掲, p32

²⁰⁸ 山梨日日新聞社,「野口二郎」『山梨百科事典』,山梨日日新聞社, 1989, pp734-5

²⁰⁹ 睦沢小学校編(1972)前掲, p10

²¹⁰ 睦沢小学校編 (1972) 前掲, p10

²¹¹ 睦沢小学校編 (1972) 前掲, p10

ていたことが想像できる。

ここで疑問点になるのが、昭和 26 年(1951)に保存目的に大改修を行っていたにもかかわらず、その後の取り壊しは全く逆の取り扱いである。保存に関わった野口は「時代の推移にともなって取りこわし寸前」²¹²、「敷島町と合併するに及んで、統合校舎建設のために、やがて遠からず取りこわされる運命となった」²¹³と述べることから、合併後の敷島町の施策によって、保存を図ろうとした睦沢村の自立性は失われたと考えるべきか。その後、保存委員会は解体した資材の集積場を甲府市内の善光寺境内にお願いし、移築、復元場所を武田神社境内に懇請し、費用については県議会に対し、県費 400 万円支出の了承を得たとされる ²¹⁴。昭和 41 年(1966)8 月 15 日に建物は前述のとおり、武田神社外苑に移築、復元され、建物は保存委員会より甲府市に寄付された ²¹⁵。昭和 42 年(1967)6 月 15 日には国重要文化財に指定された ²¹⁶。昭和 44 年(1969)より郷土の民俗や歴史、教育や考古資料の展示施設である甲府市藤村記念館として開館した後 ²¹⁷、平成 2 年(1990)に展示内容を変更して教育資料館となった ²¹⁸。

平成 17 年 (2005) に武田神社境内地にある国指定史跡「武田氏館跡」の整備基本計画において、同敷地内にある甲府市藤村記念館の移設の必要性が浮上し²¹⁹、老朽化も進んでいたことから国より甲府市周辺地区まちづくり交付金を受け、平成 19 年 (2007) 11 月より 4 か年で現在地へ移築、修復されることになり、平成 22 年 (2010) 7 月竣工に至った²²⁰。同年 10 月 1 日に市民や観光客の交流ガイダンス施設²²¹ として開館した²²²。

現在の利用状況

現在、館の所有は甲府市、所管は甲府市教育委員会であり²²³、先述のとおり、館の運営と管理は甲府市の 指定管理者である NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会が行っている。

1 階は事務室とイベントコーナー、藤村紫朗関係資料が展示されている。2 階は復元教室がある。館には開館時、交替制で専任職員が駐在している 224 。記念館は毎週月曜日以外の9 時から 17 時まで開館しており、入館は無料である 225 。

利用者は地域住民よりも観光客が利用することが多い。常連のような地域住民はいないが、毎月第3木曜日に開くコンサートの開催に際しては、地域住民の利用もあるという²²⁶。

以前は資料館としての性質が強かったが、市民と観光客との観光交流に主眼を置いた施設で申請をすれば集 会所としても利用可能となった²²⁷。

6. 各地の藤村式建築、保存経緯、活用の比較

さて以上、山梨県内の藤村式建築の成立と保存の経緯をみてきた。ここからは、各地の建物について建設から廃校、そして保存までの経緯を検証、比較し、地域主義に基づく文化財保護の実態を析出する。

- 212 山梨日日新聞社,『甲州夏草道中記』,下巻,山梨日日新聞社,1970,p135
- 213 睦沢小学校編 (1972) 前掲, p9
- 214 睦沢小学校編(1972)前掲, pp10-1
- 215 睦沢小学校編(1972)前掲, p11
- 216 山梨県 (1999) 前掲, p254
- 217 山梨県 (1999) 前掲, p254
- 218 「市内初の教育資料館に」, 山梨日日新聞, 1990.7.11, 朝刊, 17 面
- 219 「藤村記念館甲府駅北口へ」, 山梨日日新聞, 2007.3.3, 朝刊, 27面
- 220 文化財建造物保存技術協会編 (2010) 前掲, pp7-8
- 221 NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会・甲府市教育委員会、『甲府市藤村記念館パンフレット』
- 222 「移設の藤村記念館あすから一般公開」,山梨日日新聞, 2010.9.30,朝刊,21面
- 223 甲府市,「甲府市藤村記念館条例 (昭和 41 年 10 月 7 日条例第 40 号)」, http://www1. g-reiki. net/kofu/reiki_honbun/e602RG00000598. html#1000000000, 2014. 5. 8 閲覧。第 3 条に教育委員会が指定管理者を指定できると記載がある。
- 224 NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会、三浦公子氏のご教示による (2013.11.30 聞き取り)
- 225 NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会・甲府市教育委員会、『甲府市藤村記念館パンフレット』
- 226 NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会、三浦公子氏のご教示による (2013.11.30 聞き取り)
- 227 NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会、山本公和氏のご教示による (2013.11.30 聞き取り

そこで、廃校後から保存活用までの経緯をまとめた表1と、それぞれの事例の所有や管理運営などに関する 主体や時期などの情報をまとめた表2を作成し、これらに基づいて考察を進めることにする。

表 1 各学校の廃校後の保存活用の動向

	尾県学校	津金学校	舂米学校	室伏学校	睦沢学校
明治7年(1874)		• 開校			
明治8年(1875)				- 開校	
明治9年(1876)			- 開校		- 開校
明治11年(1878)	• 開校				
明治20年(1887)			•校舎移築		
大正8年(1919)			・学校利用停止、役場 転用		
昭和8年(1933)				•廃校	
昭和16年(1941)					
昭和24年(1949)	·学校利用停止、集会 所転用			•高校転用	
昭和26年(1951)				• 学校利用停止	・修復工事
昭和30年(1955)					・国、県による文化財 調査
昭和32年(1957)		•老朽校舎認定			· 学校利用停止· 公民 館転用
昭和33年(1958)				•保育所転用	
昭和34年(1959)				•明治村移築打診	
昭和36年(1961)					·保存委員会発足、県 指定文化財、移築·修 復工事開始
昭和37年(1962)				・保育所利用停止、明 治村へ移転打診	
昭和41年(1966)			役場利用停止		·校舎移築、修復工事 完了
昭和42年(1967)	•保存会発足				•国重要文化財
昭和44年(1969)					•記念館開館
昭和45年(1970)	·修復工事、市指定文 化財				
昭和47年(1972)				・修復工事(室伏地区による)	
昭和48年(1973)	・復元開始および完 了、資料館開館				
昭和49年(1974)			・復元開始および完 了、資料館開館		
昭和50年(1975)	• 県指定文化財	• 学校使用停止	•県指定文化財		
昭和51年(1976)				•町指定文化財	
昭和60年(1985)	•教育資料館改装	•廃校			
昭和61年(1986)	•教育資料館開館	•町指定文化財			
昭和62年(1987)			•教育資料充実化		
平成元年(1989)		·調査委員会発足、復 元開始			
平成2年(1990)					・教育資料館へ改装
平成3年(1991)		・復元完了			
平成4年(1992)		•資料館開館		調本ません書きにな	
平成14年(2002)				・調査委員会調査と移築、復元工事	
平成15年(2003)				・文化館開館	
平成19年(2007)					•移築、修復工事開始
平成22年(2010)					·移築、修復工事完 了、資料館開館
平成26年(2014)	・尾県郷土資料館として現在に至る	・津金学校として現在 に至る	・富士川町民俗資料館として現在に至る	・牧丘郷土文化館とし て現在に至る	・甲府市藤村記念館として現在に至る

	尾県学校	津金学校	 舂米学校 	室伏学校	 睦沢学校
所有者	都留市	北杜市	富士川町	山梨市	甲府市
所管	都留市教育員会	北杜市教育委員会	富士川町教育委員会	山梨市教育委員会	甲府市教育委員会
保存の契機	地元と有識者から保存を望む声が上がったこと	保存を望む声が上 がったこと	行政主導	行政主導	地元と有識者から保存を望む声が上がったこと
保存調査団体	尾縣旧小学校保存 会	津金学校藤村式校 舎解体調査委員会	不明	調査委員会(名称不明)	藤村様式旧睦沢小 学校保存委員会
所有の移転	小形山地区→都留 市	津金地区→須玉町	舂米地区→増穂村	室伏地区→牧丘町	敷島町→保存会→ 甲府市
所有の移転時期	昭和48年頃か	平成4年頃か	明治20年	平成15年頃か	昭和36年、昭和44 年
移築の有無	なし	なし	あり	あり	あり
管理運営の方法	地元へ館長を委託	指定管理	地元から館長を雇用	地元から館長を雇用	指定管理
管理運営団体	なし	NPO法人文化財資 源活用協会	なし	なし	NPO法人甲府駅北 口まちづくり委員会

表 2 所有・管理運営・保存活用に関する主体と時期

(1) 学校が地域に残された理由

運営ボランティア団体

文化財の種別

現在の利用

尾県郷土資料館協

県指定文化財

尾県郷土資料館

力会

なし

県指定文化財

津金学校(資料館)

まず、学校が地域に残された理由にふれたい。藤村式建築の中でも学校が残されたのは、その立地に関与していることが読み取れる。尾県学校や津金学校のように神社の境内地に建設されている校舎があることから、江戸期からの公共性の高い場が建設地に選択されたことや、室伏学校や春米学校のように学校内に役場が所在した事例もあることから、表1のとおり、廃校直後に集会所や公民館、役場に転用され、そのことにより取り壊しを免れた可能性が考えられる。

なし

館

県指定文化財

富士川町民俗資料

なし

市指定文化財

牧丘郷土文化館

なし

国重要文化財

甲府市藤村記念館

では、36 校の藤村式建築の校舎のうち 5 校が現存し得たのだろうか。表 1 で学校利用停止時期が重なる昭和 20 年代は戦後復興の最中で、修復して後世に残すという発想は少数であったことが推測される。植松光宏もほとんどが昭和 20 年代、30 年代に建造物が取り壊されている中で、5 校が残り得たのは奇跡と評する 228 。そのような中、昭和 26 年 (1951) に睦沢学校を大改修して保存しようとした睦沢村の決定は特異な事例といえ、またその後の保存会の保存活動は高度経済成長期でスクラップアンドビルドが繰り返し横行した時代と逆行する発想といえる。

野口二郎ら山梨郷土研究会は睦沢学校のほか、東山梨郡役所の保存、おそらく室伏学校の明治村移転の件にも関与していると考えられ、昭和30年(1955)代の一連の保存への動きは藤村式建築が失われることを危惧してのことと推察される。こうした郷土研究会のメンバーを中心とした保存活動は、藤村式建築の優品的価値

²²⁸ 植松(1977)前掲, p47

を県内に知らしめる契機になったといえる。ただ、こうした有識者の目に触れる以前は優品的価値に乏しく、 廃校や校舎の経年劣化が進む中、高度経済成長を向かえた時期において、老朽化した建物を保存するかの意思 決定は地元の保存への熱意にかかっていたといえる。

そうした意味で、学校が現在に残り得えたのは、元来、公共性を伴った場であり、他の公共施設に転用され続けたことと、地元で学校に関与した人々の保存への熱意の結果といえる。たとえ保存できたとしても、例えば、都留郡明見村(現富士吉田市明見)に明治9年(1876)10月に建設された明見学校²²⁹は、学校として利用されなくなった後、民間個人に引き取られ倉庫に利用されていたものの、平成25年(2013)10月下旬に取り壊されてしまっている²³⁰。これは個人あるいは民間で維持管理するには限界があり、地域住民の集団性に保存が支持され、行政側の関与が不可欠であることを示す事例といえる。山梨郷土研究会が藤村式建築に優品的価値を見出した事は当時として慧眼だったといえ、こうして専門知識によって導かれた優品的価値と地元住民の保存への思いが相まって、行政がそれに呼応し、資料館としての保存を決断したことで、校舎は現在の保存に至ったといえる。ただ、この優品的価値を見出す過程において校舎が観光資源になる、といった打算的発想は開発優先の当時、皆無といって過言でないだろう。上意下達で行われる文化財保護と異なり、文化財にまつわるいずれの行為主体も優位性をもたず、相互の協働での保存と活用の取り組みといえる。こうした保存への取り組みは優品主義に基づく文化財保護と比較するとその様相はだいぶ異なることがわかる。以下で保存や管理運営について個別に詳しくみていく。

(2) 保存への地域の関与について

校舎の保存に対する地域の関与はどうであろうか。表2をみると地域からの保存を望む声は、尾県学校、津金学校、睦沢学校から出され、残り2校は行政主導で保存が行われている。この違いの要因はどの点にあるだろうか。

まず、1点目は校舎の移築が関係していると考えられる。表 2の移築の有無をみると舂米学校は当初の建設位置から大幅に移動し、地域住民との関係は断ち切られてしまったと考えられる。いずれの校舎も地元が苦心の果てに得た村の財産であった。こうした地域の歴史の中での連続性が断ち切られたことによって、地域住民とのつながりが成立せず、校舎への親密性や愛着心の醸成に至らなかったと考えられる。大正8年(1919)頃からは増穂町役場であったため、その後の保存・活用を行政が主導するというのはごく自然な流れといえる。

室伏学校はどうだろうか。昭和 47 年(1972)に地区住民らの寄付で修築がなされており、地元の強い保存への意志を感じるが、平成 15 年(2003)の移築に関して反対運動や現地保存を望む声をみつけることはできない。

表2をみると他の市町村がそれぞれ、地区から市町村に所有を切り替えていく中、室伏学校は最後である。 昭和47年(1972)時点では、地区の卒業生など学校の記憶をもち、愛着や親密性を建物に抱く人々によって 校舎は支えられたといえ、時代が過ぎ、直接的な記憶を持たない世代に切り替わった時に、先に取り壊しの話 が出ていたと述べたが、室伏学校は自分たちとは縁遠い建造物と認識されたのではないか。このことから、2 点目に考えられるのは、地域住民と行政の保存へ向けた連携の有無である。

例えば、尾県学校、津金学校ともに市、町の文化財に指定し、その前後で、行政と地域住民で委員会を組織しており、共同で修復や維持管理について熟議をしている様子が伝えられる。こうした行政と地域住民、有識者を交えた熟議によって、それまで地域住民だけでは、みえなかった優品的価値が顕在化し、地域住民に周知されたと考えられる。このことにより、地域住民の「記憶の場」に優品的価値ある建物としての価値が付与されたといえる。そのことにより、建造物への愛着心はさらに強固なものとなったと想像できる。

一方、昭和47年(1972)当時、室伏学校の修復には行政の関与がなく、文化財指定は修復後の昭和51年(1976)に行われていることから、2事例とは順序が逆であり、また、文化財指定もこれ以上の改修に歯止めをかける、

²²⁹ 明見小学校編『明見小学校百年誌』, 1977, p9

²³⁰ 富士吉田市教育委員会、篠原武氏のご教授による (2013.10.29 聞き取り)。

という町側の指定意図から考えても地域住民と行政の連携が図れていないことが垣間見える。

(3) 保存と活用方法について

さて、表 2 の「現在の利用」をみると全てが現在、資料館として開館している。この一致は偶然によるものだろうか。

ひとつ推測されるのは、最初に保存された睦沢学校の事例が、他の事例に影響した可能性である。先にみたように睦沢学校は昭和 36 年(1961)から藤村様式旧睦沢小学校保存委員会の保存活動によって移築修復され、昭和 42 年(1967)に国重要文化財に、昭和 44 年(1969)に睦沢学校は甲府市藤村記念館として開館した。

表1をみると昭和42年(1967)時点で尾県学校に保存会が発足し、保存に向けた動きがみえ、甲府市藤村記念館が開館した4年後の昭和48年(1973)に尾県郷土資料館が開館している。この開館の翌年には、増穂町民俗資料館が開館している。そして昭和50年(1975)には同時に2館は山梨県指定文化財となった。増穂町では昭和41年(1966)に役場としての利用を終えており、都留市でも昭和42年(1967)時点で、学校はだいぶ荒廃が進んでいたと考えられる。そんな中、睦沢学校が国重要文化財に指定され、資料館として開館したことは、荒廃した建造物に新たな利用価値を見出すきっかけになったことは少なからず考えられ、2校の保存から資料館化という一連の流れは、睦沢学校保存を意識してのことと推測される。また、2校が同時期に昭和50年(1975)の県指定文化財になっていることは、睦沢学校の重要文化財指定によって県も藤村式建築の価値を評価していることが推察される。

翌、昭和51年 (1976) に室伏学校が町指定文化財となっているが、これは、地域住民による改修を進めさせないという町側の意図もあったとされ²³¹、睦沢学校をはじめ藤村式の校舎が保存され、資料館化され、藤村式建築の価値が顕在化する中、その価値を保とうとする町側の動きとみえる。津金学校はこうした保存の動きの中、校舎は維持され続けてきて、廃校は5事例で最後であったため、保存・復元から資料館化のプロセスは3校の事例に大きく影響しているといえる。ただ、その後の平成2年 (1990) におこわなれた甲府市藤村記念館の教育資料館への改装は、昭和61年 (1986) の尾県学校、翌年の舂米学校の教育資料館化に影響を受けた可能性が考えられる。

つまり、これら市町村の校舎保存から活用まで経緯は、表1で見る限り、睦沢学校の保存経緯をモデルにし、 その後の活用方法は互いに影響を受ける形で発展してきた可能性が考えられる。

各地の藤村式建築の資料館化について、若干の考察を付け加えておく。先にも述べたよう、保存の発端になった睦沢学校(現甲府市藤村記念館)を保存後に資料館に転用した事例が大きく影響しているものと考えられるが、学校は、地域で共通・共有可能な集団的記憶の生成の場であったといえ、資料館化はこうした集団的記憶を「記憶のかたち」として表象化したものととらえられ、これはある種のコメモレイション(記念・顕彰行為)²²にもなぞらえられる。

移転せずとも場の「記憶」が希薄な世代に変わってしまえば、室伏学校と同様に、建物と地域住民の関係性は希薄になりかねないと考えられる。「記憶の場」の博物館化(資料館化)というべきプロセスが建物と地域住民の間で両者をつなげる作用をしていると推測される。次に見るとおり、こうした作用が世代を跨いでも資料館が「記憶」を引き継ぐことにより地域のコミュニティとの関わりを持ち続ける要因になっているのではないか。

(4) 管理運営に対するコミュニティの関与について

管理運営に対し、コミュニティが関与するのは、表2の「管理運営団体」をみると津金学校と睦沢学校に1団体ずつあり、加えて「運営ボランティア団体」は尾県学校に1団体ある。

²³¹ 牧丘郷土文化館、古明地登吉館長のご教示による (2013.11.9 聞き取り)

²³² 阿部安成他, 『記憶のかたち―コメモレイションの文化史』 1999, 柏書房, p6

このコミュニティの有無が先にみた保存への地域の関与の有無と対応していることが分かる。これらコミュニティの内容や性格を比較すると、「管理運営団体」の2団体であるNPO法人文化財資源活用協会とNPO法人甲府駅北口まちづくり委員会はどちらもNPO法人であり、指定管理者として館を管理運営している。その成立を比較すると前者は津金学校大正校舎保存に関与した地域住民の団体が核になり発足しており、後者は甲府駅北口区画整理事業を推進するため参集した地域住民らからなる団体である。前者は建造物保存を通して発展していった経緯がある団体であり、後者は甲府駅北口の活性化を目的にしており、甲府市藤村記念館の保存活用のみが目的ではないと考えられる。

この団体の成立の違いは当たり前ではあるが、元々の睦沢村から移築され、移築先でも新たに別の地区へ移築されているため、地域住民との歴史的なつながりは希薄であり、建造物そのものへの愛着心や記憶という面で津金学校のNPO法人文化資源活用協会とは性質が異なると考えられる。

尾県学校の尾県郷土資料館協力会は昭和 61 年(1986)の資料館改修に関与が発足の契機になっており、建造物そのものへの地域住民の働き掛けが発足の発端にある点において、NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会とは異なる性質の団体といえ、建造物が移築されず、現存した地域で発足したという共通点からみてもNPO 法人文化資源活用協会に類似した団体といえる。尾県学校と津金学校は、現在地から移動しておらず、記憶や愛着という点で、他事例より時間をかけて地域住民の建造物への愛着が醸成されていることが推測される

ただ、福田珠己は文化遺産の保存と再生について、それは過去と未来の間で行われる行為であり、過去を振り返り、未来を展望する位置は多様であるとしたうえで別の集合的記憶が紡ぎだされる可能性も存在すると述べる²³³。つまり、過去に地域の学校であったという固定された記憶のみによらず、移転先に根差し、新たな「記憶の場」として地域に受け継がれ、新たに愛着心や記憶を紡いでいく可能性を有すると考えられる。

7. 藤村式建築校舎保存にみる地域主義の文化財保護事例

指定管理型(津金学校・睦沢学校)となる。

さて、考察を交えながらみてきたが、ここからは5事例の中で、地域主義の文化財保護の事例を抽出したいと思う。まず、それぞれの事例を最終的な保存に至った際の主体で分類すると、地域住民・有識者・行政の共同型(尾県学校・津金学校)、有識者主導型(睦沢学校)、行政主導型(舂米学校・室伏学校)に分けられる。次に現在の運営について分類すると地域住民委託型(尾県学校)、地域住民雇用型(舂米学校・室伏学校)、

保存と現在の活用において地域住民の関与が強い事例が地域主義の文化財保護の事例といえ、尾県学校の共同型・地域住民委託型が最も地域住民の関与が強いと考えられる。ただ、同じ共同型の津金学校も指定管理型であるが、指定管理者である NPO 法人文化財資源活用協会は先にみたとおり、地域住民からなる「どくだみの会」を核として発足している団体であり、尾県学校同様、地域住民の関与が強いと考えられる。

つまり、尾県学校と津金学校の2事例は、地域主義の文化財保護と地域文化財の実態を示す事例といえる。 ここからは地域文化財に関与する地域住民からなるコミュニティとその活動に焦点をあることで、コミュニティが文化財や地域に与える影響について考察する。

8. 地域文化財から生成されたコミュニティとその活動

ここからは尾県学校、津金学校それぞれで活動するコミュニティと発足から現在に至るまでの活動内容をみて、文化財や地域に与える影響についてみる。

²³³ 福田珠己, 「目に見えない領域に挑む文化遺産の現在」『環境と公害』, 38, 岩波書店, 2008, p15

(1) 尾県郷土資料館協力会

尾県学校で活動する尾県郷土資料館協力会は 37 名(平成 26 年〈2014〉4 月 1 日現在 ²³⁴)の地域住民から構成される任意団体である。

尾県郷土資料館協力会は、尾県郷土資料館が教育資料館として改装した、昭和61年(1986)8月26日に結成された²³⁵。ただ、教育資料館への改装作業を進める昭和60年(1985)にはすでに地域住民5名からなる母体団体は発足していたようだ²³⁶。この団体は、展示資料として尾県学校で使用した教材を収集するため、小形山地区の悉皆調査をおこなった²³⁷。資料館改装は昭和58年(1983)に地域住民であり、協力会会長を務めた井上敏雄が尾県郷土資料館運営協議会委員を務めたことが契機とされ²³⁸、以後、井上が会の中心となり、活動は発展していった。

平成 2 年(1990)には、都留文科大学の動物学研究室と連携し、ローカル・アメニティ・ソサエティ構想を立ち上げ、小形山地内を自然環境や歴史に触れあえる地域にするため、史跡や自然環境の整備を推進していた²³⁹ ローカル・アメニティ・ソサエティ構想を具体化するため、史跡や道祖神などの名称を刻んだ標柱 70 本を現地に打設し、集会所で史跡案内できるようにしたり²⁴⁰、オオムラサキの生息地であることから「蝶の公園」を整備、観察会や勉強会などを開催していた²⁴¹。また、小形山地区を通る鎌倉街道の整備や資料館裏手にそびえる高川山の登山道整備などもおこなっている²⁴²。

過去には市内の介護老人保健施設でおむつたたみや入浴介助も行い²⁴³、平成12年(2000)からは市内のボランティア連絡会に加入し、市内のボランティア活動へ参加している²⁴⁴。

ホタルの観察会や勉強会もおこなわれた。ホタルの観察会は現在も都留文科大学の学生によって行われ、会も開催に協力している。付近を流れる桂川の中州には上流から流れてきたゴミが溜まり、河川清掃活動や啓蒙も行なわれた 245 。

年間を通して現在も行われている活動は、毎年4月29日に開催される都留市ボランティアまつりへの参加や毎年10月下旬に地元の幼児や小学生を対象にした資料館まつりの開催がある。資料館まつりは現在までに27回を数え、アクリルたわしや独楽づくり、ヤジロベーづくりなどの工作体験やうどん作り体験、紙芝居や大道芸など昔の集落の娯楽を楽しむ場になっている。また、毎年1月の文化財防火デー²⁴⁶には、協力会員が消火訓練を実施している²⁴⁷。毎春、資料館前庭への花植えや定期的に館周辺の美化活動も行っている。この他、都留文科大学生が主体となる「ホタルの観察会」について毎年、協力会で支援をしている²⁴⁸。

²³⁴ 尾県郷土資料館協力会、「第29回定期総会資料(平成26年3月29日)」、2014

²³⁵ 森屋雅幸編『尾県郷土資料館協力会のあゆみ 1986-2009』, 尾県郷土資料館協力会, 2013, p2。本書は尾県郷土資料館協力会の活動日誌、会計簿に新聞記事を加えたものから協力会の活動を年表化した資料である

²³⁶ 尾県郷土資料館協力会、井上明子会長のご教示による (2013.4.26 聞き取り)

²³⁷ 尾県郷土資料館協力会、井上明子会長のご教示による (2013.4.26 聞き取り)

^{238 「}顔」, 山梨日日新聞, 1990.2.2, 朝刊, 5面

^{239 「}顔」,山梨日日新聞,1990.2.2,朝刊,5面

^{240 「}史跡案内の標柱完成」, 山梨日日新聞, 1990. 2. 25, 朝刊, 17 面

^{241 「}顔」, 山梨日日新聞, 1990.2.2, 朝刊, 5面

²⁴² 森屋編 (2013) 前掲, pp4-5

²⁴³ 森屋編 (2013) 前掲, p6

²⁴⁴ 森屋編 (2013) 前掲, p14

²⁴⁵ 篠田授樹編『桂川のゴミをなくするための有効な方策の検討』、桂川をきれいにする会、1999、p4

²⁴⁶ 昭和 28 年 (1953) 1 月 26 日の法隆寺金堂の火災に基づき制定された。昭和 30 年 (1955) の第 1 回文化財防火デー以来、毎年 1 月 26 日を中心に、文化庁、消防庁、都道府県・市区町村教育委員会、消防署、文化財所有者、地域住民等が連携・協力して、全国で文化財防火運動を展開している。文化庁、「文化財防火デー」、http://www.bunka.go.jp/bunkazai/aigo/bousai.html、2014.5.10 閲覧

²⁴⁷ 都留市,『広報「つる」』, No. 630, 2014, p25

²⁴⁸ 近年の活動内容は協力会員作成のホームページに詳しい。堀内幸一,「小形山発」, http://www. ne. jp/asahi/to/koichi/, 2014. 5. 10 閲覧

(2) NPO 法人文化資源活用協会

文化資源活用協会は平成 11 年 (1999) 11 月 24 日に発足し、平成 14 年 (2002) 2 月に特定非営利活動法人化した ²⁴⁹。平成 18 年 (2006) 4 月から指定管理者制度によって須玉町歴史資料館(現津金学校)を管理運営することになった ²⁵⁰。事務所を津金学校に置き、有給職員は 3 名で ²⁵¹、会員全体で約 40 名である ²⁵²。先述のとおり、大正校舎保存に関わった津金学校の一室を活動に利用していた「どくだみの会」が前身団体である。

発足後の活動をみると、発足した年に「須玉オープンミュージアム」という地域の歴史や文化をデジタル技術を用いて記録し伝えることを目的としたインターネット上の電子博物館を開設している²⁵³。

平成15年(2003)7月1日には旧須玉町と官民協働事業に関する協定書を結び²⁵⁴、埋蔵文化財の発掘調査ほか文化財記録、資料館等公共施設の維持管理、IT化への支援、地域文化資源を活用した地域づくりの支援などを協働で行うこととし、地域の埋蔵文化財の発掘調査と調査後の整理作業を手掛けていた²⁵⁵。

埋蔵文化財の調査や館の運営以外にも平成 16 年 (2004) 頃から地域の市町村合併の流れに対して、確固たる意志を持った取り組みと、そこに関わる人々を、全国をまわり映像記録を残すという活動を行っている ^{256・257}。館の運営や歴史文化の継承という分野以外にも、平成 16 年 (2004) には過疎化が進む津金地区の空き家を研究者・県内大学生と共同で調査し ²⁵⁸、平成 18 年 (2006) から地区内の空き家の有効利用を図る取組みの一環として、県内の大学生や地域住民らボランティアによって空き家の修復に着手している ²⁵⁹。

NPO 法人文化資源活用協会では、平成 15 年(2003)4月に発足したローカルデザイン研究会(代表 鈴木輝隆)と接点を持ち、平成 16 年(2004)頃より ²⁶⁰、研究会に参加していた大学生らとの交流が生まれ、学生が津金を訪れるようになったという ²⁶¹。この頃、NPO 法人文化資源活用協会で毎月1回、都内でおこなわれる研究会の発表をビデオで撮影・編集に協力していたようだ ²⁶²。

平成 18 年(2006)以降、年間通して企画展や特別展を開催し 263 、近年では平成 23 年(2010)から、子どもを対象とした「津金一日学校」を年 1 回開催し、講師を招いたユニークな授業を行っている 264 。また昨年平成 25 年(2013)4 月からは館内で「さくら市」を開催している 265 。

さて、以上2つのコミュニティの活動をみたが、いずれの活動も館の管理運営の範疇を超えており、行政側からの指示ではなく、自主的な活動である。その活動は地域づくりに結びつく活動といえる。こうした活動について地域住民の印象は、例えば、尾県郷土資料館協力会については、都留市社会福祉協議会が平成23年(2011)

²⁴⁹ NPO 法人文化資源活用協会,「津金学校 活動報告」,http://tsugane. jp/meiji/report, 2014. 5. 10 閲覧

²⁵⁰ 金山 (2012) 前掲, p25

²⁵¹ 文部科学省,「特定非営利活動法人 文化資源活用協会」, http://www. mext. go. jp/a_menu/ikusei/npo/npo-vol4/1317041. htm, 2014. 5. 10 閲覧

^{252 (}財) ハウジングアンドコミュニティ財団編『第 17 回「住まいとコミュニティづくり活動助成」報告書』, 2010, p54

^{253 「}文化財、HPで紹介」,山梨日日新聞, 2002. 2. 27, 朝刊, 22 面

²⁵⁴ 北杜市教育委員会編『後田遺跡』, 2005, p1

²⁵⁵ 鈴木輝隆,「NPO 法人文化資源活用協会の人たち」『ろーかるでざいんのおと 田舎意匠帳』, 全国林業改良普及協会, 2005, p235

²⁵⁶ 鈴木輝隆,「市町村合併の時代に生き残るための地域経営」『月刊地方自治職員研修』,第 37 巻, No. 1,507 号,公職研,2004,p41

²⁵⁷ 鈴木 (2005) 前掲, p236

²⁵⁸ 大野真平他,「農村過疎地域における空き家対策のための住民意識の調査—山梨県北杜市須玉町津金集落を事例にして 一」、『土木学会関東支部技術研究発表会講演概要集』, 32, 4, 2005. 3, pp 121-2

^{259 「}古民家で昔の生活体験を」、山梨日日新聞、2006.3.5、朝刊、20面

²⁶⁰ 鈴木輝隆他,「ローカルデザイン研究会 (LD 研究会) 趣意書」(2008 年 3 月), http://www.edogawa-u.ac.jp/~tsuzuki/pdf/localdesign_shuisyo.pdf, 2014. 5. 12 閲覧

²⁶¹ NPO 法人文化資源活用協会, 『うらやましいつがね』, 2006, p25

²⁶² 鈴木輝隆,「津金遊学記」, http://www.edogawa-u.ac.jp/~tsuzuki/c13.html, 2014.5.10 閲覧

²⁶³ NPO 法人文化資源活用協会,「津金学校 活動報告」, http://tsugane. jp/meiji/report, 2014. 5. 10 閲覧

^{264 「}北杜・『津金一日学校』に児童 40 人」、山梨日日新聞, 2013.8.19、朝刊, 16 面

^{265 「}津金学校で市」,山梨日日新聞, 2014.4.17,朝刊, 21面

に実施した「地域福祉に関する市民の意識調査」によれば、禾生地区の 604 名を対象に「あなたの地域で、地域福祉に役立っている人や組織、活動にはどのようなものがありますか?」という自由回答の設問に対し「尾県郷土資料館協力会」という回答が出されており、活動に対し、活動が単なる館の運営でないことが地域住民に認識されているといえる 266。一方、NPO 法人文化資源活用協会においては、近年の学生との交流について、同法人の地域住民に対するアンケートによれば、学生との交流を喜ぶ声がほとんどの住民から寄せられており、こうした活動が地域に前向きにとらえられていることがわかる 267。

また、活動自体は、地域へ広がっているが、文化財である館を活動場所としているので、日頃から地域住民の目に文化財が捉えられることにより、文化財の維持という面で、異常が生じてもすぐに確認されると想像できる。とくに尾県郷土資料館協力会の文化財防火デーでの消火訓練は、建造物の初期消火にきわめて有効であると考えられる。

地域に与える影響を考察すると、それぞれの活動は、尾県郷土資料館協力会の史跡の標柱作りや NPO 法人の空き家修復事業は、地域の歴史や文化の発掘を通じ、地域住民にその価値を示し、また、これら活動は地域課題の解決に向けた取り組みといえ、尾県郷土資料館協力会が構想としていたように、アメニティ²⁶⁸ を地域に与えていると考えられる。

おわりに

さて、ここまで地域主義の文化財保護の実態を廃校と文化財という2側面をもつ山梨県内に現存する藤村式 建築の保存と活用の事例から探ってきた。

先に地域主義の文化財保護は、文化財が地域にとって、どういう意味を持つのかという観点で、地域の成立へ向けた地域住民の能動的な文化財保護への取り組みと述べたが、尾県学校と津金学校の事例から、地域が建造物を保存したいという明確な意志を読み取ることができ、また現在のそれぞれの文化財に関与する団体の自主的活動はまさに能動的な文化財保護への動きであり、この事例は地域主義の文化財保護の実態といえる。

馬場が文化財が人々の心のより所を与え、コミュニティの生成とそのコミュニティが地域で発生する諸問題の解決や地域づくりの上で大きな役割を果たすことが、文化財保存と活用の意義であるという主張を先にみたが、尾県学校と津金学校の事例は、文化財に関与した地域住民からコミュニティが生成し、そのコミュニティはそれぞれの地域での課題を掬い、地域づくりにつながる活動をおこなっており、玉野井の「内発的地域主義」に重なり合うと考えられる。同時に、これは鶴見和子の内発的発展論²⁶⁹に連なるものと考えられるが、この論及はまた別の機会に譲りたいと考える。また、文化財が心のより所であるかについては、「記憶の場」とアイデンティティ成立が関与していると考えられるが、事例のさらなる詳細調査と分析を通じて、明らかにする必要があり、今後の課題としたい。

最後に、地域主義の文化財保護の成立に必要な要素や要件について言及しておく。地域に残されなかった残り31校の藤村式建築の学校の中には、保存を希望した地区もあるだろうが、高度経済成長期に淘汰され、現代にかろうじて残存したとしても地域住民、有識者、行政がそれぞれの立場で協力し合い、保存について思考しなければ、現代から消失してしまう。藤村式建築は偶然性の只中で保存されたようにもみえるが、そこには地域住民の建造物保存への思いと、有識者が金融資本の論理によらない優品的価値を顕在化させ、行政がその

²⁶⁶ 都留市社会福祉協議会,「都留市地域福祉活動計画 平成 24 年~平成 28 年」, 資 58, http://www11. ocn. ne. jp/~t-shakyo/public. pdf, 2014. 5. 12 閲覧

²⁶⁷ NPO 法人文化資源活用協会 (2006) 前掲, p18

²⁶⁸ アメニティについて木原啓吉は、「『快適性』とか『快適な生活』『快適な環境』などと訳されているが、実感としては『住み心地のよさ』といったものである」と述べる。木原啓吉、『歴史的環境―保存と再生―』、岩波書店、1982、pp128-9

^{269 「}内発的発展とは、目標において人類共通であり、目標達成への経路と、その目標を実現するであろう社会のモデルについては、多様性に富む社会変化の過程である。(略) そこへ至る経路と、目標を実現する社会の姿と、人々の暮らしの流儀とは、それぞれの地域の人々および集団が固有の自然生態系に適合し、文化遺産(伝統)に基づいて、外来の知識・技術・制度などを適合しつつ、自律的に創出する。」という鶴見の主張は2事例と重なる点が多いと考える。鶴見和子他編『内発的発展論』、東京大学出版会、1989、p49

二つの声に基づき、校舎保存に踏み切るという、確固たる意志と行動が存在している。

地域主義の文化財保護を現実のもとに落とし込むのであれば、地域住民、有識者、行政という三者の協働という話である。この協働は、いずれもが優位性をもつのでなく、地域住民からの声を皮切りにそのモノやコトの価値を優品的観点によらず、有識者と地元住民を交え顕在化させ、行政が保存に協力するというあり方である。現行の文化財保護制度で、これらを実現していくことは難しいが、遠野市の遠野遺産認定制度²⁷⁰のような指定文化財制度と異なる制度設計も市町村レベルで充分に可能であると考えられる。

今後ますます、文化財保護は予算緊縮に伴い、行政だけで文化財を維持していくことが困難になることが推測される。既存の文化財は、先述の文化審議会文化財分科会企画調査会の指摘のとおり、住民との乖離が進んでいるといえるが、この距離を埋めるには、藤村式建築がそうであるように、地域を生きる自分自身につながる「記憶の場」として住民がその文化財を認識することが重要といえる。行政は、地域住民の人々と文化財のつながりを生成する役割を担うことを求められる。そのときに、単に杓子定規の保存計画を掲げるだけでなく、保存を住民の人々の力を得ながらどうデザインするか、深く思考しなければならないだろう。注意したいことは、行政側が地域住民を意図して組織化し、文化財を保護させるという「上」からの発想による施策である。これは、住民に対して単なる押しつけであり、負担であり乖離はますます進むと考えられる。重要なことは、文化財保護に携わるいずれの行為主体も優位性を持たず、協働で保護に取り組む姿勢である。その先に地域主義に基づく文化財保護の精神の萌芽が地域に生まれるはずである。

参考文献

馬場憲一,「地域主権実現のための自治体文化財政策について-新たな「文化財」概念の構築を踏まえて-」,『現代福祉研究』,13、法政大学,2013,pp1-22

植松光宏、「藤村式建築のルーツを探る」『甲斐路』、第 105 号、山梨郷土研究会、2004、pp25-31

三浦卓也,「山梨県都留市旧尾県学校校舎について」,『日本建築学会学術講演梗概集』, 社団法人日本建築学会, 1986, pp741-2

道村南海,『山梨県における宮大工の近代―松木輝殷と藤村式建築―』, 学士学位論文, 都留文科大学, 2009 森屋雅幸,「コミュニティ再生の視点から『地域再生』を再考する」『Social design review』, 5, 社会デザイン学会, 2013, pp 176-188

林初梅,「学校という記憶の場―植民地台湾の時代からの連続性に注目して―」『言語文化研究』, 39, 大阪大学, 2013, pp149-74

NPO 法人文化資源活用協会,『続うらやましいつがね』, 2010

付記

本稿の執筆にあたって、尾県郷土資料館協力会 井上明子会長、尾県郷土資料館 山本恒男館長、小形山自治会 久保田博会長、富士川町民俗資料館 長澤守男館長、富士吉田市教育委員会 篠原武氏、北杜市役所道村南海氏、牧丘郷土文化館 古明地登吉館長、NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会 三浦公子氏、NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会 山本公和氏にお話や資料をご提供いただいた。ここに記して厚く感謝申し上げる。

²⁷⁰ 遠野市,「遠野遺産の認定」, http://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/35, 13258, 162, html, 2014.4.22 閲覧